

令和5年11月24日

東京都知事

小池 百合子 様

東京都青果小売商団体協議会

会長 近藤 栄一郎

卸売市場などに関する青果小売業の要望書について

私たち東京都青果小売商団体協議会（以下「都青協」という。）は、青果小売業者で構成する団体であり、個々の会員はお客様である都民に対して日々新鮮な野菜・果物をお届けすることで、都民の食生活を支えていると自負しております。

また、青果小売業者は、地域に根差した商売を行っているだけでなく、地域コミュニティの一員として、町内会などの諸活動に参画し、もって地域経済の発展に努めているものと理解しております。

わが国では、生産性を向上させる観点から、ペーパーレスなどのデジタル化への対応に加えて、これまでのビジネスモデルを変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）が進展しておりますが、私たち小売業界におきましても、その環境変化に向き合って参りたいと考えております。

また、私たち青果小売業者にとりまして、公正な価格で多種多様な青果物をいつでも仕入れることができる卸売市場は、私たちが商売を続けていく上で必要不可欠であり、社会インフラとして重要な施設です。

生鮮食料品の品質管理はもとより、安全性に対する都民の関心がより一層高まるなか、今後とも、都民へ青果物を安定的に供給していくうえで、仕入れ先である卸売市場において、時代のニーズに即した施設が整備されることは極めて重要であると認識しております。

つきましては、都青協として以下の事項について要望いたします。

一 市場休市日に係る施設整備

当業界は中小企業者が多く、生鮮食料品をストックする場所等に余裕がない場合が多く、当日仕入れ、当日販売での営業を基本としている。また、小中学校及び外食産業に対して納品を行っており、鮮度や品質管理等が求められている。

こうした状況を踏まえ、卸売市場における休市日対応への生鮮食料品のストック施設や災害時に生鮮食料品等の供給にも資する保冷施設の整備を行い、併せて消費者の食に対する安全・安心を確保する必要がある。特にHACCPに沿った衛生管理は、卸売市場でも求められているものと理解している。

なお、保冷施設の整備に当たっては、青果小売業界に対して丁寧な説明を行うとともに、業界の意向を十分に把握した上で行っていただきたい。

二 イベントなどに対する支援

(1) 青果小売組合で取組するイベントに対する経費などの補助をお願いしたい。

当業界は、青果物流通の流通業者として、その機能と役割を果たす観点から、消費者に対して、安全でおいしい青果物の提供と普及啓発に努めることが肝要であると考えている。

厚生労働省の健康日本 21 で提示されている生活習慣の改善・栄養・食生活において、目標値として 1 日 350 グラム以上、果物は 200 グラムと提示されている。

東京都は全国の人口の 1 割を占めていることから、イベントの実施効果は相当期待されるものと思料しているところで、東京都下で開催する青果物消費拡大のイベントを実施するに当たって、御支援をお願いしたい。

(2) 市場まつりは、市場関係者の合意形成で開催されるものと理解しているところであるが、開設者主導によって市場関係者による市場まつりの在り方（開催方法、予算執行など）を検討した上、小売関係者が市場まつりを取り組む場合には、相当な支援をお願いしたい。

三 衛生管理のための冷凍機付き配送車両の助成制度の創設

青果小売業界は、食品衛生法の規定に基づき、衛生管理が求められているところである。このためコールドチェーンを確保しつつ、実需者のニーズに応えるため、保冷車など衛生管理のための助成制度を整備されたい。

四 東京都中央卸売市場の整備

1 各市場の整備

各市場の整備については、令和 3 年度に策定した経営計画を踏まえ、今後の市場の在り方を検討することと理解している。当該経営計画において、とりわけ周辺市場との機能集約との記述もあるが、市場の在り方の検討に当たっては、当該市場関係者の売買参加者の団体に対し、十分に理解が得られるよう説明をお願いしたい。

2 物流効率化に資する青果部荷捌場の整備

青果小売業に対する有蓋荷捌き施設が整備されていないため、降雨や降雪の際に商品や売買参加者などが濡れながら荷捌きを行っており、物流も円滑に確保されていない状況にある。こうした市場にあっては、荷捌きの一層の効率化を確保する観点から、売買参加者団体等の意見を踏まえ、有蓋荷捌施設の整備を講じられたい。

3 青果部卸売場の低温卸売場の整備

卸売市場において生鮮食料品の品質を確保したコールドチェーン流通が途切れていることから、特に夏場において鮮度保持が確保されていないことにより、品傷み等が排除できないなどの喫緊の課題がある。このため、低温施設が十分でない市場において、コールドチェーン流通に資するための施設の整備をお願いしたい。加えて、H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理のためのソフト・ハードの整備

を進めていくようお願いしたい。

4 卸売市場施設の安全性、衛生管理などの対応

卸売市場については、竣工して相当な期間を経過している施設があるが、市場における取引参加者である売買参加者には、施設の安全性について不安や疑義がある。売買参加者が安心して売買取引を確保するために、早急に施設の安全性（耐震性）などを点検し、瑕疵がある場合は、すみやかな工事などの対応をお願いしたい。

また、糞害による荷姿の汚染により、商品納入ができないことがある。このため衛生管理のための施設整備に加え、品傷み防止の観点から市場内動線の凹凸の整備をお願いしたい。

5 D X推進の対応

東京都中央卸売市場は、全国を代表する中央卸売市場であると理解している。近い将来、卸売市場の有する集荷・分荷、価格形成、代金決済、情報の受発信などの機能においても、D Xの進展が来るものと思料している。こうした状況を踏まえ、東京都の監督下にある売買参加者もそれに対応していくことが重要であると認識しており、卸売業者及び仲卸業者並びに売買参加者に寄り添って、東京都による指導助言や支援をお願いしたい。

令和5年11月24日

東京都知事 小池百合子 様

一般社団法人東京ビルディング協会
会長 木村 恵司

令和6年度東京都予算等に関する要望

1. 都税条例に基づく商業地等に係る固定資産税等に関する特例措置の延長・拡充について

- ※ 負担水準の上限を引き下げる措置
税額の上昇を1.1倍に抑える措置

2. 2030年カーボンハーフの実現に向けた支援措置の継続・拡充や関連制度の柔軟な運用について

- ※ 再エネ設備の新規導入等に対する支援措置の継続・拡充
改正建築物環境計画書制度の柔軟な運用

3. 民間主導による都市開発事業や社会経済情勢に対応したビル事業を推進するための支援措置の継続・拡充、規制の見直しについて

- ※ 市街地再開発事業に関する補助金の予算確保
建築安全条例における用途変更時の遡及規定の見直し 等

4. ビジネス拠点の強靱化に向けた支援措置の継続・拡充等について

- ※ 災害時業務継続施設整備事業の継続・拡充 等

5. エリアマネジメントの推進に向けた支援等について

- ※ 屋外広告物条例に基づく審査手続きの迅速化 等

令和6年度東京都予算等に関する要望事項

一般社団法人東京ビルディング協会

オフィスビル業界として、地球環境問題への対応、国際競争力の強化、良好なまちづくり、地震や風水害等に備えた防災・安全性の向上など、東京が抱える様々な課題の解決に貢献していくため、令和6年度の東京都予算・制度について、以下の事項を要望する。

1. 都税条例に基づく固定資産税等に関する特例措置の延長等について

土地に係る固定資産税等の大幅な負担増がビルの事業経営や新たな設備投資に与える影響に留意し、都税条例に基づき、商業地等に係る固定資産税・都市計画税に関して講じられている特例措置（東京都特別区において負担水準の上限を65%に引き下げる措置及び税額の上昇を1.1倍に抑える措置）について、その根拠となっている地方税法関係規定の適用期限の延長を国に働きかけるとともに、負担水準の上限をさらに60%に引き下げた上で、令和6年度以降も実施して頂きたい。

2. 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

2030年カーボンハーフの実現に向けて、事業者に対する支援措置の継続・拡充、柔軟な制度の運用等をお願いしたい。

(1) 再エネ設備の新規導入に対する支援措置

- ・ オンサイト・オフサイトの再エネ設備の新規導入を推進するため、「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業」を継続・拡充するとともに、十分な予算確保をお願いしたい。

(2) 蓄電池やEV充電設備・充放電設備の設置に対する支援措置

- ・ 電力需給ひっ迫時のピークカットや停電時の業務継続等に貢献する蓄電池や充放電設備（電気自動車（EV）への充電やEVからビル等に放電ができる設備）並びにEVの普及に必須な充電設備の設置拡大を図るため、「地産地消型再エネ増強プロジェクト助成事業」「充電設備普及促進事業」「ビル等への充放電設備（V2B）導入促進事業」を継続・拡充するとともに、十分な予算確保をお願いしたい。

(3) 改正建築物環境計画書制度の柔軟な運用

- ・ 新築建築物への再エネ設備の設置義務化にあたっては、オフサイト設置とする場合に、電源開発エリアに制限のないバーチャルPPAでの対応や余剰の環境価値を他の新築に割り当てることを認めるなど、柔軟な運用をお願いしたい。
- ・ 新築建築物へのEV充電設備の設置義務化にあたっては、事業者が利用実態に

即して適切な規格の充電設備を選択できるよう、柔軟な運用をお願いしたい。

3. 都市開発事業等の推進について

東京の国際競争力の強化に資する民間主導による都市開発事業の推進や、社会経済情勢の変化に対応したビル事業の展開を図るため、事業者に対する支援措置の継続・拡充、規制の見直し等をお願いしたい。

(1) 市街地再開発事業に関する補助金の予算確保等

- ・市街地再開発事業は、民間主体で様々な難しい調整を行い、長期間かけて実施されるが、依然として工事費高騰の状況が継続しており、事業が難航するケースが多くみられる。このため、昨年度、国の補正予算で措置された緊急促進事業への対応を含め、市街地再開発事業に関する補助金が継続して十分かつ迅速に予算措置されるよう、国・地元自治体とも緊密に連携して取り組んで頂きたい。

(2) 既存の地区計画における用途制限の見直し

- ・社会経済情勢の変化に的確に対応した用途変更を行うため、国土交通省発出「建築物の用途制限等に係るまちづくり手法の柔軟な運用について（技術的助言）」を踏まえ、既存の地区計画における用途制限（限定的な用途記載）の見直しについて、具体的な方針やスケジュールを明確にし、早急に対応して頂きたい。

(3) 建築安全条例における用途変更時の遡及規定の見直し

- ・既存ビル内の一部を用途変更する場合に、建築安全条例に基づく防火・避難規定等がビル全体に遡及適用され、改修に係る過度な費用負担により計画を断念せざるを得ないケースが見られる。社会経済情勢の変化に対応して既存建築ストックを有効活用していくため、規制の合理化に向けた具体的な検討を進めて頂きたい。

(4) 駐車場条例に基づく附置義務台数の見直し

- ・昨今の駐車場利用の状況（利用率の低下）にかんがみ、今年度実施する実態調査の結果を踏まえ、駐車場条例に基づく附置義務台数（原単位）の見直しに向けた具体的な検討を進めて頂きたい。

4. ビジネス拠点の強靱化に向けた取組の推進について

ビジネス拠点の強靱化（防災・安全性の向上）に向けて、事業者に対する支援措置の継続・拡充、円滑な災害時対応のための環境整備等をお願いしたい。

(1) 「災害時業務継続施設整備事業」の継続・拡充

- ・災害時にもエネルギー供給が途絶えない強靱なビジネス拠点の形成や地域エネルギーの高度利用の推進を図るため、「災害時業務継続施設整備事業」を継続・拡充するとともに、十分な予算確保をお願いしたい。

- ・特に、都市開発事業等の基盤整備と一体的にエネルギー導管等を整備する場合
には、既存道路の付替え等に伴う新設道路で分断された複数街区を含む地区に
ついては同事業の補助対象に追加して頂きたい。

(2) 一時滞在施設の運営のための共通プラットフォームの開発

- ・災害時に帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設では、限られた人員で効率的に
滞在者の情報管理を行う必要があるが、現状、具体的な対応は各事業者に委ね
られている。東京都地域防災計画における防災DX推進の方針を踏まえ、滞在
者の情報をデジタルデータで一元管理できる共通プラットフォームの開発を推
進し、官民を問わず、一時滞在施設の運営者に広く提供して頂きたい。

(3) オフィスビルにおけるサイバーセキュリティ対策への支援措置

- ・昨今、サイバー攻撃による多くの被害が報告される中、ビルの運用システムに
おけるサイバーセキュリティ対策の普及が喫緊の課題となっている。特に大規
模ビルが攻撃を受けた場合における社会経済的な影響の甚大性にかんがみ、サ
イバーセキュリティ対策については、中小企業だけでなく、大規模ビルも対象
とする幅広い支援措置を講じて頂きたい。

5. エリアマネジメントの推進に向けた支援等について

まちの魅力向上のほか、地域の防災・減災等にも重要な役割を果たしているエ
リアマネジメント団体（エリマネ団体）の持続的な活動を推進するため、行政に
よる一層の支援措置をお願いしたい。

(1) 屋外広告物条例に基づく審査手続きの迅速化・規制の緩和

- ・屋外広告物条例に基づく特例許可については、依然として審査期間が長く、広
告料収入確保の機会を逸するケースが多いため、自主審査基準の策定など一定の
要件を満たす場合には審議会の審査を省略するなど、審査手続きの一層の迅速
化を図って頂きたい。
- ・ミューラルアート（建物の壁面等に描かれたアート作品）は、現状、屋外広告
物条例の規制対象とされているが、非営利目的で、活力ある街並みを維持する
上で有効な場合には、規制対象からの除外や規模制限等の緩和措置を講じて頂
きたい。

(2) エリマネ団体の運営等に対する支援措置

- ・エリマネ団体は、広告料収入の確保等の自助努力にもかかわらず、毎年多額の
費用負担を強いられ、持続的な活動に課題を抱えているため、その運営等に対
する様々な形での財政的な支援を検討して頂きたい。
- ・道路、河川、運河等の占用料は、近傍類似の土地価格をもとに算定されるため、
地価の高い都心部で活動するエリマネ団体には1割負担でも大きな負担となっ
ている。少なくとも収益事業ではない活動（子供向けの遊び場の提供等）につ
いては占用料を免除するなど、都心部においても公共空間の有効活用が促進さ
れるよう配慮して頂きたい。

(3) 公共空間の利活用に関する審査手続きの迅速化等

- 道路等や公開空地等の公共空間の利活用にあたっては、事業実施の機会を逸することのないよう、関係部局間のほか、地元自治体とも緊密に連携して、審査手続きの一層の迅速化を図って頂きたい。
- 歩道の幅員が狭い場合であっても、歩道状空地と合わせて実質的に有効幅員が確保される場合には、歩道及び歩道状空地からなる公共空間を一体的に利活用できるよう、運用ルールを定めて頂きたい。
- 開発地区内にある道路等や公開空地等の公共空間の一体的な利活用を円滑に行うため、しゅれ街条例に基づき、地域の賑わい創出に寄与する団体として登録されたまちづくり団体については、道路占用許可等の申請主体となることを認めて頂きたい。
- 現在、国土交通省、警察庁、デジタル庁が連携して、地方公共団体が管理する道路についても道路占用許可や道路使用許可の一括申請を可能とするオンライン化の検討を進めているところであり、東京都としても国に対し当該システムの早期の運用開始を促して頂きたい。

(以 上)

東京都知事
小池 百合子 様

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会

東京都におかれましては、日頃より当連合会に対しまして格別なご理解、ご支援を賜り深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年余りが経ち、本年5月からは5類感染症に移行しましたが、その間、「在宅要介護者の受入体制整備事業」はじめ障害児者に対する新型コロナウイルス感染症緊急対策によりご支援をいただきました。東京都並びに関係各機関の皆様のご尽力に重ねて感謝申し上げます。

令和5年度も障害児者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、様々な事業を推進していただき、障害児者を取り巻く環境は整備されてまいりましたが、未だ進まない点や、新たな課題もあると認識しております。以下、ご検討いただきたくよろしくお願いいたします。

【要望項目】

1. 感染症対策および医療体制について

- ① 重度の障害児者が新型コロナウイルスやそれ以外の感染症に罹患し、入院が必要になった時に、重い障害を理由に入院を断られることがないような仕組みを整えてください。

医療機関同士で入院調整を行う体制に移行後、一般の病院に入院できないことのないよう医療機関に周知し、また最後の砦として、重症化リスクの高い人は、都立病院へ入院し、治療できるようにしてください。

- ② 通常の入院治療の際だけでなく、新型コロナウイルス感染症等に罹患した場合でも、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が入院する際には、重度訪問介護を利用していなくてもヘルパーの付き添いを受けられるように対策を講じてください。日頃から障害児者が入院を必要とする際に、成人であっても保護者の付添いを求められることや重症化リスクが高くても入院できず自宅療養となることがあります。今後インフルエンザとの同時流行に備え、障害児者が安心して診療を受け、入院できる体制を整えてください。

2. 住み慣れた地域で安心して生活できるようにしてください。

- ① 重度身体障害者が利用できるグループホームの整備を進めてください。

重度身体障害者（医療的ケアを含む）が利用できるグループホームの数は大変少なく、整備が進まない状況があります。設置が進まない理由として、開設までの初期費用が大きいこと、現状の報酬では夜勤を含め生活を支えるために必要な支援員の配置が困難なことが考えられます。障害者計画に重度身体障害者が利用できるグループホームの具体的な整備目標（数値目標）を記載したうえで、更なる支援策を講じ整

備してください。

② 短期入所施設を増やしてください。

自宅で生活する障害児者やその家族にとって、短期入所サービスは不可欠ですが、肢体不自由児者が利用できる短期入所は、大変不足しています。また、医療的ケア児者、特に動ける医療的ケア児者の受け入れ先は僅少です。医療的ケア児者を含めた障害児者が利用できる短期入所施設を各地域に設置してください。

③ 入所支援施設の整備をすすめてください。

療養介護を含め施設入所支援施設の待機者は、依然高い水準にあると認識しています。待機していてもいつ入れるか見通しが立たず、親も子も高齢化していく中で不安が大きくなっています。グループホームでは対応が難しい、重度重複の肢体不自由児者などにとってはやはり入所施設が必要です。これまでの生活圏から離れることなく住まいの場が保障されるように、各地区に入所支援施設が整備されるよう、なお一層区市町村と取り組んでください。

3. 都立療育センターについて

- ① 東京都 23 区の東部地区と西南地区に都立療育センターを新設し、重度重複の肢体不自由児者（医療的ケアのある人を含む）が、居住地近辺で利用できる通所施設及び短期入所施設を整備してください。人工呼吸器を使用するなど高度な医療的ケアのある重度重複の肢体不自由児者が利用できる通所施設が地域になく、都立療育センターの通所を希望しても通所日数が制限されることがあります。また東京都の西部地域に比べ 23 区内、特に東部地区・西南地区に療育センターが少ないために、遠方の短期入所施設を利用せざるを得ないことも多々あります。
- ② 今後、北療育医療センターやその分園、東大和療育センターやよつぎ療育園などの都立療育センターにおいて建て替えや大規模改修がある時には、通所に加え入所施設・短期入所施設・緊急一時保護機能を整備してください。
- ③ 各都立療育センターに「成人医療移行外来」を設置し、小児科から地域の成人の医療機関に移行する際には、きめ細かな情報の提供をし、一定期間両方の診療科を受診し情報を共有した上で、安心して地域医療機関に移行できるようにしてください。

令和5年11月24日

東京都知事 殿

東京都千代田区東神田一丁目10番2号

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 石 田 眞

Tel 03(5687)2641

令和6年度東京都公衆浴場関係予算に関する要望書

令和 6 年度東京都公衆浴場関係予算に関する要望事項について

都民の公衆衛生の維持と健康の増進にとって必要不可欠な公衆浴場の施設確保に格段のご理解とご支援を賜り、感謝を申し上げます。

都内の公衆浴場は、経営者の高齢化、施設及び設備の老朽化など経営環境の悪化による転廃業により減少が続いています。

さらに長期化する原油価格の高騰に伴い、ガス料金・電気料金などエネルギーコストや衛生管理用品などの消耗品の価格上昇により、経営環境が悪化し、廃業を考える浴場経営者も出てきました。

そのような状況において我々は、都民の健康維持及び公衆衛生の水準の確保はもとより、地域住民の交流拠点として公衆浴場の活性化に努め、新規利用者の開拓、利用者拡大等を喫緊の課題として取り組んでまいります。

一昨年より、後継者不足など事業の継続に関する課題に対応するため、公衆浴場で働くことに興味を持っている方に、実際に仕事を体験してもらい、将来的には就業へつなげることを目的に養成事業を進めています。

都と連携しながら、公衆浴場としての社会的な役割を今後も果たしていきたいと考えます。

東京都におかれましても、これらの趣旨を踏まえ、令和 6 年度の予算措置を講じてくださるよう要望いたします。

記

1 公衆浴場利用促進事業補助(令和 5 年度予算額：8,248 万円)

(1) 公衆浴場利用促進事業について

当組合では、外国人や若者など新しい顧客層を掘り起こし、公衆浴場利用者の増加を図っていくため、ホームページを多言語化して、我が国独自の入浴文化を国内外に伝えるとともに、Web1010 の配信、「銭湯サポーター」を募集して、SNS を活用した情報発信に取り組んでいます。

また、サポーターフォーラムや銭湯見学会を実施し利用者拡大を図ってまいります。

なお、引き続き、銭湯の仕事体験塾・担い手育成支援事業等を実施し後継者育成に努めてまいります。

組合で実施する公衆浴場利用促進事業補助について、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

(2) 地域交流拠点事業について

組合本部の他、各支部、各地域が主体となって、地域の特性に応じた地域住民の健康増進や交流促進等、地域交流の拠点としての役割を果たすための利用者拡大の取組みを、積極的に実施してまいります。

また、更なる浴場利用者の獲得や持続可能な経営体質の改善につながる事業も実施してまいります。

公衆浴場が、地域交流拠点機能を強化するために必要な事業費用の補助について、引き続き予算措置を講じてください。

2 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業(令和5年度予算額:21,276万円)

地球温暖化防止に貢献するため、公衆浴場の使用燃料を二酸化炭素等の排出が少ない都市ガス等に転換するとともに、LED照明器具や高効率空調機への切り替え、太陽光発電設備やコージェネレーション設備を導入し、省エネ等にも積極的に取り組んでまいります。

中でも、コージェネレーション設備は創エネ効果が見込まれることから、継続して利用していきたい設備ですが、老朽化や故障による買い替え経費の捻出が困難な状況です。更新に関しても、補助対象としてください。

また、LED照明器具は、補助対象となってから10年が経過し、導入した浴場では順次交換の時期を迎えます。交換にかかる費用は導入時と同程度を要し、経営基盤の弱い浴場経営にとって大きな負担となるため、更新に関しても補助対象としてください。

①補助対象限度額

・クリーンエネルギー化	600万円
・コージェネレーション設備設置	600万円
・太陽光発電システム設置	1,392万円
・LED照明器具設置	300万円
・既設ガス燃料設備更新	600万円
・高効率空調機設置	600万円

②補助率

2/3

3 公衆浴場耐震化促進支援事業(令和5年度予算額:12,000万円)

公衆浴場施設の老朽化が進んでいますが、その補修は必要最小限の範囲内に留めて、営業を続けているような状況にあります。

近年、我が国は自然災害が多発、巨大化しています。当組合では、災害時にも地域の核として活動できるようにするため、組合員に災害時マニュアルや熊本地震被災者入浴支援活動記録を配付しました。

公衆浴場事業者としても、施設の耐震補強工事を進めるなど、利用者の安全・安心の確保に対する関心はますます高まっていますので、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

①補助対象限度額

・応急的修繕	600万円
・計画的修繕	1,000万円

②補助率

2/3

4 健康増進型公衆浴場改築支援事業(令和5年度予算額:18,500万円)

公衆浴場の改築経費につきましては、1軒あたり3億円以上を要することから、その資金確保に大変苦慮しております。

健康入浴推進事業やミニデイサービスなど健康増進に資するための事業が実施できる施設への改築又は改修に対する助成につきましては、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

① 補助対象限度額

- ・改 築 30,000 万円
- ・改 修 10,000 万円

②補助率

1/4

5 公衆浴場改善資金利子補助（令和5年度予算額：1,883万円）

公衆浴場の施設確保を図るとともに、東京都や国の施策に則った高齢者や障害者に優しい公衆浴場を実現するには、施設設備の改修等に要する経営者の負担を軽減することが必要です。

今後とも公衆浴場改善資金利子補助制度を効果的に活用できるよう、必要な予算措置を講じてください。

①補助対象資金限度額

- ・改築資金 10,000 万円
- ・修繕資金 5,000 万円
- ・施設存続資金 10,000 万円

②補助利率

3.5%以内

令和 6 年度東京都の施策及び予算等に対する要望書

東京都町会連合会
会長 吉 成 武 男

1 町会・自治会および連合会組織等への補助・支援制度について

(1) 町会・自治会への加入につながる取り組みについて

東京都は、町会・自治会を地域住民が安心、安全に生活するために必要、不可欠な組織ととらえ、積極的に施策の中に位置づけるとともに、組織強化に向けた支援策を構築していただきたい。

新型コロナウイルス感染症が 5 類へと移行し、これまでの日常生活が戻ってきた中で、町会・自治会によっては一時活動が難しい面もあったが、今後さらに活性化していくために、加入者減少、加入率低下の対策として、町会・自治会活動の必要性や活動紹介の広報、加入促進のための催しやキャンペーンなどを全都的に取り組んでいただきたい。

(2) 東京都町会連合会への未加入市町村連合会の加入促進及び連合会組織が未組織の自治体に対する取り組みについて

現在、東京都町会連合会には 23 区 8 市が加盟し、31 団体で活動している。東京都の自治体は島しょ部も合わせて 62 団体あるが、都町連への加入率は 5 割といった状況である。

東京都すべての町会・自治会をより一層活性化させるためには、東京都の全ての自治体が加入し全都で取り組んでいくことが必要である。

東京都において、一団体でも多く東京都町会連合会に加入してもらうための支援を行うこと及び連合会が組織されていない自治体には、連合会設立のために町会・自治会活動の活性化や運営支援を行うことを市区町村と共に取り組んでいただきたい。

(3) 東京都町会連合会の事務局機能について

東京都町会連合会は、地域住民が安心、安全に生活するために必要、

不可欠な町会・自治会活動において、都内の町会・自治会間の橋渡し役を担い、効果的かつ効率的な事業展開の促進に役立っている。

このような、東京都町会連合会の活動を支えるには、事務局機能の充実が不可欠である。しかしながら、現在のように連合会長の任期満了・交代に伴って、各区市持ち回りで事務局を担当する現状においては、担当職員の配置、事務局員の増員など担当する自治体の負担が大きくなっている。さらに事務局としての経験値も上がらず、現状では非効率な側面が多くなっている。

東京都が東京都町会連合会の事務局をサポートすることで、組織強化につながり、東京都の町会・自治会支援の施策の展開にも最善と考える。どの自治体においても事務局を担えるよう、都として東京都町会連合会事務局へ更なる支援をいただきたい。

（４）東京都等の各種制度について

- ① 自治総合センターが実施するコミュニティセンター事業の東京都への割り当て数と助成上限額の増加について、自治総合センターに要望していただきたい。

- ② 地域の底力発展事業助成『デジタル区分』の事業紹介や、デジタルを活用した加入促進事例等の情報提供を希望する。

令和３年度に区分が新設されて２年が経過した。事例集に掲載されていない事業も都では把握していることと存じる。可能な範囲での情報提供のご検討をお願いしたい。

- ③ 町会自治会の加入率低下の問題は、喫緊の課題であり、退会防止の呼びかけや様々なイベントを通じて加入促進などを展開しているが、高齢世帯と若者世代では考え方が異なり、取り組みに苦慮している。しかし、近年発生する豪雨などの災害では、地域住民への速やかな情報提供や救護活動など、地域の実情を把握した町会自治会の活動は重要な鍵となる。

そこで、異なる世代が協力した安心で安全な住環境づくりにむけ、若者世代を取り込んだ、高齢者などの情報弱者などの解消に向けた環境づくりのための研修会の開催など、町会単位ではカバー出来ないデジタル化の支援を積極的に取り組んでいただきたい。

- ④ 町会自治会の役割として、主に子どもや独居世帯の見守り・支援活動、町会防犯パトロール、発災時の安否確認などは、住民の責務であるとの意識から、誰もが取り組んでいる。しかし、高齢化が進む現在、参加できる人が限られてきたこと、こうした活動を行う住民への評価が薄れ、かつ、経済的な負担を感じる者も少なくないのが現状である。

東京都は、これまでも地域の底力発展事業助成などの補助金制度を設置いただいたが、都町連とも緊密に連携し、引き続き、補助率の特例措置の継続などにより、地域が積極的に取り組む活動が報われるような支援を求めたい。

（５）地域防災力の強化や町会・自治会活動の活性化に資する支援について

令和４年度は「町会・自治会による防災対策普及啓発事業助成」、令和５年度は「関東大震災１００年町会・自治会防災力強化助成」など、近年、東京都は町会・自治会への助成事業を実施していただいております。自治会に加入しているメリットを感じるなど、加入者からも好評をいただいております。

つきましては、今後も地域防災力の強化や町会・自治会活動の活性化に資する効果の高い助成事業を実施していただきますよう要望する。

（６）町内会・自治会におけるデジタル事業の推進に関する支援について

東京都の地域交流アプリ導入支援事業を通じ、実証を行った２つの区市の町内会・自治会で地域交流アプリを導入しています。住民同士の交流によるコミュニティの活性化や町内会・自治会活動の情報発信による加入促進、運営の効率化等につながると考えられ、また災害時の安否確認機能に非常に期待しているところです。

しかし、セキュリティ面での不安や金銭的な負担など、導入に対するハードルがあり、利用に踏み切れない町内会・自治会がいます。今後、都として、地域交流の推進に向けたデジタル化に関するさらなる支援を検討いただきたい。

２ 環境問題・災害対策の充実について

（１）呑川河川対策について

呑川の景観は地域住民の癒しとなっており、きれいな景観や水環境を保つことは住民の福祉に資すると考える。雨後など河川に影響する自然現象が発生すると、呑川に汚水交じりの雨水が流入する構造上の問題から汚泥の浮遊や悪臭が発生し住環境の悪化の要因となっている。

問題が発生した直後にごみを撤去するための、オイルフェンスやごみの撤去に係る予算の増額を要望するとともに、構造的な問題を解決する取り組みを進めていただくことを要望する。

引き続き、呑川の景観や水環境を保つため、これまでの取組みや今後の取組み等について、地域への説明を丁寧に行っていただくようお願いしたい。

（２）大規模災害時の避難所における人員の把握方法について

大規模災害が発生したときは、23 区をはじめ各行政機関が区市町村内の学校を始めとする避難所を開設するところとなるが、どこの避難所にだれがいるかの把握は困難な状況にある。

そこで、スマホ、タブレットを活用し、どこに誰が居るかの情報を把握する仕掛けの構築に配慮してほしい。

東京都で「災害発生時の避難所における人員把握方法」を構築し、都内 30 区市町村に普及を図って欲しい。

3 道路整備・交通対策について

（１）国道 131 号線（産業道路）拡幅工事事業について

本件について東京都第二建設事務所で事業を進めていただいているが、地域への説明を丁寧に行っていただきたい。令和 3 年に要望した際（令和 4 年度要望）には、丁寧かつ定期的に説明していく旨、回答をいただいた。その後、個別の工事の概要や交通への影響などについては都度、令和 4 年 11 月まで自治会町会長会議の場で説明をいただいているが、以降は説明をいただいている。事業としてⅠ期施工から現在まで 17 年が経過しており、事業全体の現実的な見通し、スケジュールについてお示しいただきたい。

また、この工事による周辺道路の規制にあたっては周囲への交通量の影響や通行者の安全確保を踏まえ、慎重に検討していただきたい。

（２）道路整備・交通対策について

国内外の旅行者は増加し、空港周辺地域には産業・観光施設等の整備が進められ、今後、更なる道路交通量の増加が見込まれる。空港周辺の道路交通の大動脈である環状 8 号線と産業道路は、平面交差であるため慢性的な交通混雑となっており、生活道路への交通流入なども発生している。地域の安全および周辺交通の円滑化を図るために、環状 8 号線と産業道路の立体交差整備等の対策を講じていただきたい。

（３）新空港線整備事業の計画的な推進及び沿線まちづくりへの支援について

新空港線整備事業は、令和４年６月に東京都と大田区において地方自治体が負担する費用の割合などについて合意し、大きな一歩を踏み出した。本事業は、東京国際空港と首都圏南部方面を結ぶ路線として、東急東横線や東京メトロ副都心線などとの相互直通運転が可能となり利便性等波及効果が大きい整備事業である。

整備事業に伴い魅力あるまちづくりにより地域の活性化を図るためにも、本事業の計画的な推進とそれに伴う沿線まちづくりへの協力並びに支援を要望する。

（４）高井戸駅から都道環状八号線を跨ぐ横断歩道橋の整備及び管理について

高井戸駅から都道環状八号線に架かる横断歩道橋は、塗装の剥がれやひび割れ、配管管の腐食による錆の発生や水漏れ、東側橋脚コンクリート部の亀裂等整備の劣化が進み、日々のゴミ類の投棄・散乱や歩道排水口の目詰まりなど、近隣住民として目に余るものがあると日々感じている。高井戸駅は JR 荻窪駅と京王線芦花公園駅を繋ぐ結節点で、区内 JR 中央線 4 駅に次ぎ乗降客が多く、高井戸地域で暮らし勤めるほとんどの住民がこの横断歩道橋を利用している。つきましては、利用者の安全面の確保はもとより、環境の整備・美化の改善を図る視点から、この横断歩道橋の早期改築または設備更新整備、加えて今後定期的な清掃を実施していただくよう、強く要望する。

4 防犯・交通安全対策について

（１）街頭防犯カメラ設置にかかる電気料金の補助について

現在、設置費（修繕費）、移設費、保守点検費、使用料（共架料）は、都及び区から一定の補助がされているが、カメラに係る電気料金は対象になっていない。１台月に約 300 円かかり、町会によっては数十台設置しているところも見受けられ、大きな負担となっている。ぜひ、補助対象とするよう検討をお願いしたい。

（２）信号機の設置について

東京都道（・埼玉県道）の西大泉付近においては、多くの車両がスピードをあげた状態で通過している。特に、西大泉 5 丁目 29 番と西大泉 6 丁目 13 番付近において南北を横断する歩道においては、24 号線に出るにあたり視界が悪く、以前から地元住民が危険を懸念していた場所で令和 3 年 3 月に自動車による死亡事故が発生した。

町会としては、事故が発生するかなり前から、地元警察署に対して信号機設置の要望を出していたが、現在も信号機は設置されていない。

令和４年度にも東京都の施策及び予算に対する要望書を提出しているが、この間、令和３年の死亡事故に続き、令和４年にも１名、さらには令和５年の今年も既に死亡事故が発生し、何れも高齢者が犠牲になっている。

今後、このような事故が発生しないように、早急に信号機を設置していただきたい。

（３）交通渋滞への対策について

大泉町２丁目１番に開店予定の（仮）オーケー大泉店店舗について、本年５月８日の住民説明会において、店舗駐車場出入口が目白通りに面していることが判明した。店舗近くの比丘尼交差点の目白通り上り車線は、石神井方面及び東映通りに右折する為のレーンが常時渋滞し、直進レーンに車がはみ出している状況である。過去に近傍で大型店舗が出店した際には、当初目白通りに面して出入口が設けられていたが、渋滞が発生し、多数の苦情により、出入口を他の道路側に移設した。今回、大型店舗が現在の計画のまま出店されると、同様または、それ以上の渋滞が予想される。

つきましては、大型店舗出店にあたり、事業者並びに駐車場法などの関係法令に関する許可権者である国と都に、車の出入りによる交通渋滞を避ける対策を講じるよう働きかけていただきたい。

５ 和泉多摩川緑地都立公園について

市民からの要望を受ける形で、平成２５年に狛江市から東京都に、「和泉多摩川緑地都立公園誘致についての要望書」を提出している。近年の災害発生状況からも広域的防災拠点としての必要性が増大しており、狛江市のみならず、隣接する調布市等の近隣自治体の防災拠点としても有意義であると考えます。東京都が水道局用地として大規模用地を所有するこの地区で、多摩川沿いの唯一の都立公園として整備を要望する。

６ 豊洲市場について

（１）土壌汚染対策について

豊洲市場について、風評被害を払拭するためにも、引き続き、空気や地下水質に関する情報や安全性に関する発信等を積極的に行っていただき

たい。

（２）交通対策について

豊洲市場への観光客の増加や東京 2020 大会終了後の更なる発展に向けて、沿線まちづくりに地域の要望を取り入れながら、地下鉄 8 号線の整備を着実に進め、適切な交通対策を講じていただきたい。

また、市場関係車両の生活道路への流入防止や路上駐車 of 禁止を徹底し、周辺の交通安全の確保を図られたい。

（３）にぎわいの場の整備について

豊洲市場と一体となった賑わいの創出に寄与する千客万来施設を令和 6 年 2 月の開業に向けて着実に整備を進めていただきたい。また、千客万来施設の開業までの間においても、賑わいの創出に取り組んでいただきたい。

7 地縁による団体（自治会）功労者に係る褒章推薦枠の創設について

地域の自治会活動は、地域社会の維持及び形成のため住民相互の連絡、広報、防犯・防災活動、子どもや高齢者の見守りなどの福祉活動、お祭りなど親睦活動などの様々な活動を通じて、地域住民の「きずな」を強め、社会の礎を築いている。中でも地域住民の関心の高い防火・防災活動においては、大災害に備えた避難所運営や高齢者等の避難など、地域に求める期待も大きくなってきている。

地縁による団体（自治会）功労については、平成 25 年度に「藍綬褒章」に替えて、叙勲「旭日章」の推薦対象となったが、自治会は全国に約 30 万もあると言われている。

長年、地域活動に貢献され功績のある者に対し、広く栄典の機会を設けていただきたく叙勲に加え褒章の推薦枠も創設（復活）していただくことを国に要望いただきたい。

令和5年11月24日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

身体障害者福祉部会 部会長 安川雄二

知的発達障害部会 部会長 小池 朗

障害児福祉部会 部会長 栗田昌宗

東京都精神保健福祉連絡会 運営委員長 眞壁博美

令和6年度障害福祉関係予算への要望について

平素より、障害を持つ都民の福祉向上につきましては、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にあたっては種々の事業を実施してこられたことに、心より感謝申し上げます。

昨今の物価高騰により、電気代やガソリン代をはじめあらゆるものが値上がりしている他、国の方針により民間企業では賃金の引き上げが行われております。このような状況下でも、公費をその主たる財源とする障害福祉サービス事業については、賃金の引き上げもままならず、急激な物価高騰は、事業所の経営のみならず、障害年金や工賃で生活する障害のある人の暮らしを直撃しています。

東京都では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」の実現を目指し、令和3年度から5年度までを計画期間とする新たな「東京都障害者計画」「第6期東京都障害福祉計画」及び「第2期東京都障害児福祉計画」として、「東京都障害者・障害児施策推進計画」が策定され、実施されているところです。障害のある人一人ひとりが、安全・安心な生活を送るために、今後も様々な準備をするとともに、引き続き施策のより一層の充実が求められています。しかし、障害のある人が地域の中で当たり前に暮らしていくためにはまだ課題が山積し、コロナ禍以降も、さらに困難さが増しております。私たちも引き続き一層の努力をいたしますが、それを支える基盤の整備につきましては、東京都の支援が不可欠です。

これまでに増して厳しい経済情勢の下ではありますが、東京都におかれましては、障害福祉施策の向上にむけて、以下の点につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

知的発達障害部会／身体障害者福祉部会

1 障害者グループホームなど安心して暮らせる住まいの場の充実について

東京都は「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、障害者の地域生活基盤を重点的に整備するとしています。利用者やご家族の高齢化等が進むなか、強度行動障害のある人、医療的ケアを伴う重症心身障害のある人の住まいや、障害のある児童が成人になった際の生活の場は不足しており、都外の施設に住まいの場を求めざるを得ない状況が続いています。事業所や利用者、ご家族をメンバーとする制度政策の検討委員

会を設け、障害者の住まいの場の更なる充実をお願いします。

- (1) 物価高騰が続くなか、グループホーム開設に伴う整備費補助について更なる単価引き上げをしてください。
- (2) グループホーム体制強化支援事業については申請状況を調査の上、申請・報告書類の簡略化を進めるとともに、人件費であることを踏まえて交付時期を早めることをお願いします。
- (3) 利用者の高齢化・重度化へ対応するため、改築補助や看護師配置・夜間支援体制加算が利用しやすくなるような取り組みをしてください。
- (4) 医療連携型グループホームについては、東京都の単独補助にするなど事業所が積極的に開設できる制度への改善をお願いします。

2 福祉人材の確保・育成・定着について

福祉人材の確保と育成は事業継続の面からも最重要課題となりますが、非常に厳しい状況が続いています。昨今の物価高への対応も含め、職員が安心して働き続けることができるよう、より一層の積極的な取り組みをお願いします。

- (1) 「処遇改善」について、職種間格差が拡大しないようすべての職種を対象とし、職員の基本給が上がる仕組みを構築してください。
- (2) 処遇改善加算の取得をすすめるために、国に対し制度の一本化や申請等の事務負担軽減等の検討に向けて働きかけてください。

3 「新型コロナウイルス感染症」対策を踏まえ、障害のある人が安心して暮らすことができる支援策の構築について

新型コロナウイルスをはじめ、今後も感染症対応が前提となる生活が求められます。引き続き積極的な施策展開をお願いします。

- (1) 利用率の減少が減収につながることで事業継続が困難となる施設・事業所に対して、補償する制度の構築をお願いします。
- (2) 今後も利用者特性を踏まえた定期的なワクチン接種と、職員、利用者の PCR 検査や抗原検査の集中的検査等の取り組みをお願いします。

障害児福祉部会

1 人材確保について

障害児福祉部会に所属する重症心身障害児（者）施設は、医療法に基づく病院機能と、児童福祉法、障害者総合支援法に基づく福祉の二つの機能を持ち、多職種で構成されています。利用者支援のために常に多くの専門職が必要ですが、人手不足は深刻であり、東京都の更なる支援をお願いします。

- (1)「東京都借上げ宿舎制度」は福祉職（介護福祉士等）のみが家賃補助の対象となりますが、医療職は対象外となっています。医療職（看護師、リハビリ）にも制度の設定を検討して下さい。
- (2)利用者の医療的ケアのレベルが上がっている中、医療職、特に看護師の採用が困難になっています。ケアの質を維持するため人員配置基準以上を求められる施設もあり、配置に応じた加算の設定、東京都からの人員派遣、看護師採用に関する東京都の更なるバックアップ体制の構築をお願いします。
- (3)人手不足で施設運営が年々厳しくなっている中、福祉関係者以外にも啓蒙し、人材確保に繋げていく必要があります。資格のない就職希望者に対して資格取得の支援や補助金の設定を行い、幅広い福祉人材の育成や定着を図る制度の支援をお願いします。

2 短期入所について

在宅支援の短期入所はニーズが高いですが、感染症の影響で利用予約のキャンセル、受入を制限せざるを得ない状況が続いており、稼働率が低下し収益が悪化しています。国、東京都の施策、ニーズに対応できるよう支援の強化をお願いします。

- (1)短期入所の受入れのため空床になっている病床料への補助拡充をお願いします。
- (2)短期入所の受入れにあたり、職員を増員配置するなど受入側（施設）の負担が増えています。新規や利用頻度に応じての受入れ加算、単価引上げの検討をお願いします。
- (3)感染症により急な利用キャンセルがあり、準備、人員配置等による補填がないため、キャンセルに伴う福祉サービス給付費の新たな設定をお願いします。

3 物価高騰対策について

令和5年度は、東京都による物価高騰に対する支援があったものの、利用者支援に関わるコストが支援額を上回る値上がりを続け、多額の出費増となっています。サービスを維持するため更なる支援をお願いします。

- (1)施設定員、受入人数に応じた物価高騰に伴う補助金の継続、経済状況に応じた物価高騰に伴う福祉サービス加算の設定をお願いします。
- (2)物価高騰の影響を受け、食事提供の質の維持が難しくなっています。福祉サービスの食事提供加算の増額、食事提供数に応じた東京都独自の補助金の設定をお願いします。

1 「区市町村障害者就労支援センター事業」の機能強化について

東京都の単独事業で、各区市町村に設置されている障害者就労支援センターでは、法定雇用率の上昇に伴う障害者雇用の増加により、右肩上がりで登録者・業務量の増加が継続しています。

ハローワークや行政機関からの紹介の他、障害福祉サービスの「就労定着支援事業」の利用終了後は、区市町村障害者支援センターが無期限で定着支援を引き継いでいる現状があり、障害者就労支援の「セーフティネット」、「最後の砦」としての役割を担っています。

しかしながら、増え続ける支援対象者に対して、予算や職員体制は変わらず、自治体によっては、職員一人あたりの担当登録者数が100～200人以上となっているセンターもあります。そのようなセンターでは、職員の疲弊はもちろん、運営が非常に切迫しており事業継続が困難な状況です。

生活保護や福祉サービスを利用している障害者が、就労することで労働者となることは、障害者の自立や自信の回復につながるなど社会的意義が大きく、税金を収める側に回った場合の社会的コストの削減も莫大な金額になります。

障害者就労支援の中心的存在として今後もさらに役割を果たせるよう、運営に苦慮している区市町村障害者就労支援センターに予算面での支援をお願いします。

- (1) 区市町村の障害者就労支援の中核機関である区市町村障害者就労支援センターに、追加の財政的支援をお願いします。

令和5年11月24日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
保育部会部会長 下竹 敬史

令和6年度保育関係予算への要望について

東京都の保育施策の展開につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。また、保育所等におけるコロナ対策、保育士雇用対策等の充実、保育の量・質の向上につながるお取組みをいただき重ねて御礼申し上げます。

保育現場では新型コロナウイルスの5類移行後も、引き続き感染防止に努めながら、子どもたちの育ちに必要な質の高い保育をいかに提供していくか、工夫を凝らしながら保育を行っています。

また、物価高騰に関しては徐々に影響が出ている状況であり、特に建築部門の高騰は今後、園舎の補修や新園舎の建設に大きな影響を受けることが懸念されます。

区市町村の対応によって都内の状況は様々に違いがある現実ですが、都内各地の保育ニーズに着実に応えるとともに、子どもの最善の利益が考慮された保育を推進していくため、保育部会としても更なる取組に努めていきます。

東京都におかれましては、保育施策の充実にむけて、下記要望事項につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 配置基準改正を見据え先行的に基準以上の保育士を雇用する施設に対する支援

(1) 基準以上に保育士を配置している施設への支援

平成30年の保育所保育指針の改定において、特に低年齢児(乳児)の保育の重要性が強く打ち出された。また、国では幼児期と学童期の接続のあり方を重要なテーマと位置付け、「保幼小架け橋プログラム」等の施策を通して、その検討を加速させている。

一方、保育士配置の最低基準は昭和23年に定められた後、その改正は一部にとどまっており、先の課題に加え、保護者支援や発達の、医療的な配慮を必要とする子どもの受け入れなど、その業務の多様化していることに反して、それに対応できるように高度化に応じているとはいい難く、質の高い保育を提供してい

る保育所ほど、既にその基準を越える職員を独自に配置している。

これらの配置基準については、国の子ども・子育て支援新制度において、1歳児（6：1→5：1）、4・5歳児（30：1→25：1）の改善の必要性等は示されているものの、財源との関係でいまだ実施に至っていない。

このような現状は先進諸国と比べ、各国の子育て需要の違いを考慮する必要はあるとしても、極めて脆弱な状況と言わざるを得ない。

そこで、基準以上に保育士を配置している園に対する加算等の支援策を、東京都において先行的に構築し、質の高い保育を確保するための取り組みをお願いしたい。

（２）乳児保育の質を向上させるための支援について

平成30年改正の保育所保育指針では、健全育成に対するケアはもちろんのこと、応答的な関わりの中で他者との信頼関係を構築することや、感性を育てることなど乳児保育に関するねらいがより細かく定義された。

乳幼児の発達に関する研究が進む中で、乳児期の保育は特に質の向上に力を入れるべき課題であるが、乳児の受け入れの量だけが社会状況の中で喫緊の課題とされ、乳児保育の質の向上についての議論は後回しになっている。特に1歳児については、月齢や家庭環境によって発達に大きな差が見られる子どもたちに、個々に質の高い保育を提供するうえに、子育ての経験が少なく不安を抱える保護者への対応も必要である。

安全管理の観点から、配置基準の改善案は一部の年齢で示されているが、現行の配置基準は根拠が示されないまま今日に至っており、この改善案がすべての保育の課題解決につながるのかは疑念が残る。

配置基準の改正には時間を要することから、まずは、のちの保育はもとより、人間発達の基礎となる乳児保育の質をより向上させるためにも、先行的に乳児の単価に対する独自の加算、基準以上に保育士を配置している園への補助、保育の質を向上させるための研修等を受けやすい職場環境を構築している園に対する加算、心理士の巡回支援等の強化などについて、より充実した施策をお願いしたい。

2 地域特性に合わせた質の高い子育て・家庭支援の維持、発展に対する支援

（１）地域のニーズに合わせた子育て支援を行う施設への支援

都内認可保育所ではサービス推進加算やキャリアアップ補助を利用して、基準以上に保育士を雇用している保育所が大半である。ただ、一定数の利用がなくては保育所の収入に繋がらないため、事業の利用者が多い園と少ない園との格差が広がっている。

また、少子化により事業を継続しても利用者が極端に少なかった、あるいは新型コロナウイルスの影響で事業の需要が減った園において収支に大きな影響を及ぼしている。

特に地域子育て支援推進加算については、人口減少地域にある保育所において、対応する保育士を雇用し、企画を立案しても、利用が少ないと事業として認められないことから、施設経営を逼迫させる一因となっている。

例え需要利用が少なくても、地域に望まれる子育て支援を実施することは、保育所の重要な責務として求められている。また、子育て世帯の多少にかかわらず、未就園児が参加できる行事、近隣地域で気軽に子育ての悩みを相談できる施設を求める声はあり、自治体の補助の有無にかかわらず、限られた保育士の配置の中で、子育てニーズに応えている施設は多くある。

さらに子育てニーズについて特筆すると、社会全体でフレキシブルな働き方が定着する中で、保育の長時間化への対応は、これまで以上に課題となっている。そもそも保育所の開所時間が原則11時間となり、保育の標準時間も11時間と定められている。しかしながら配置基準は8時間開所の時代から変わっておらず、現場は疲弊し、保育士の離職問題はますます深刻化することが予想される。国では「だれでも通園制度」の議論も始まっているが、保育の現場からは、期待に応えようという声よりも、本当に現状の体制で安全で質の高い保育が維持できるのか、という不安の声ばかりが聞こえてくる。

このような状況を踏まえ、少子社会においても様々な取り組みを行う園に対し、今後も地域の子育て世帯の支援について安心して取り組めるよう、専門職員に対する加算等、新たな補助制度の創設などの支援をお願いしたい。

（２）今後の少子社会を見据えた中での保育の質の向上を目指す取り組みへの支援

1. 57ショックという言葉が生み出された1990（平成2）年以降、少子化は改善の兆しがないまま進行し、その平成生まれの世代が子育て世代の中心となっている現在、子どもの数はますます減少している。今後も少子化の流れに歯止めがかかる見通しが立たず、入所児童数はますます減少していくことが予想される。

一方で近年、東京都では待機児解消に非常に力を入れ取り組んできたため、保育所の数が増加した分、コロナ禍に起因する預け控えや人口減少、事業所の育児休業が整備されてきた現状などにより、定員未充足の保育所が増加し続けている。

しかし、定員に満たない状況であっても、急な転居や産休・育休明けの職場復帰などに、速やかに利用できる状況を確保しておくことは不可欠であり、家庭や

地域全体の育児支援においても保育所は欠くことのできない社会資源となっている。

また、児童虐待が大きな問題となる中で、社会的養護の担い手としても保育所の役割はさらに広がっている。

保育士の役割が広がるなかで、質の高い保育を追求する保育所ほど、すでに配置基準を上回る保育士を雇用している。しかし、そのような保育所ほど、定員未充足による収入減の影響を大きく受けるという状況にある。また、雇用されていた保育士が、園児の減少により配置基準外になっていく状況も出始めている。今後待機児問題が解消していくなかで、現状の補助金体制が維持されないことにより、これまで培ってきた質の高い保育を維持、発展しながら保育所運営が可能なのかという不安が広がっている。

また少子化が進行し、より質の高い保育の提供と持続的な職員処遇の向上に施設が安心して取り組んでいけるよう、定員定額制など、定員割れや入所児童数に左右されない、新たな補助制度の創設に向けた検討をお願いしたい。

さらに、保育の量の確保は待機児童対策の重点課題であり、保育所の数も増加したが、今後、安定した運営が各施設でなされるよう、施設整備や維持管理についても、国や区市町村を補填するような取り組みも合わせてお願いしたい。

3 保育の質を向上するための環境整備に対する支援

(1) 充実した人材確保、定着に向けた施策に対する支援

近年、待機児童対策のため保育所の新設、定員の増員など各園、自治体で保育の量の拡充を図ってきた。一方で保育人材の確保が追い付かず、保育士不足はいまだ深刻な状況にある。慢性的な人材不足の状況で人材紹介会社を利用している保育所の中には、運営費から多額の紹介料が支出されている状況もみられる。

また、保育所と保育者のマッチングがうまくいかず定着に至らない状況が生まれていることも、慢性的な保育士不足の一因となっている。

本来、運営費はより良い入所児童の処遇を求め、保育の質を高めるために使用されるべきものである。紹介会社に依存することなく、運営費を本来の目的に沿って利用するためには、各事業所において保育士が定着し、経験を積んだ保育士から新任保育士まで、バランスよく配置されることが理想と考えられる。そのためには、キャリアアップのための研修が受講しやすい体制の構築、ライフワークバランスを考慮した就労環境の充実等、各事業所においての努力が求められている。

しかし、現状の配置基準では、研修や有給休暇等で職員が抜けた際の代替保育士の確保は困難な状況であり、それが積み重なることで保育士は疲弊し、離職の一因となっている。子育てと仕事を両立している保育士が、わが子が体調を崩し

でも休暇を取ることが難しく、結果として離職するといったケースも散見される。コロナ禍においては、濃厚接触者認定等で休まざるを得ない職員の補填をする人的余裕がなく、結果として休業を余儀なくされた園の報告が相次いだことも、保育士不足がもたらした課題といえる。

保育士が安心できる環境で経験を積み、ライフワークバランスを確保することは、子どもたちが安心して過ごせる環境を確保することにもつながるはずである。質の高い保育を実現するためにも、就労環境を整えられるよう職員の増配置加算等の支援をお願いしたい。

また、人材確保施策として一定の効果をあげてきた、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業については、賃料が高い都内における人材確保及び定着策として非常に有効な支援となっている。国の基準を拡充している都独自の支援は、人材を呼び込むことに寄与しており、また今後は、「定着、質の向上につながる為の人材確保」としていきたいため本事業の継続及び支援内容の維持をお願いしたい。

（２）保育の質を確保するための事務担当職員の配置とＩＣＴ化推進のための支援

近年、様々な記録の作成、処遇改善加算等の事務処理など、事務的作業は増加、複雑化の一途を辿っている。社会福祉法人改革により、法人理事会・評議員会への対応や運営について、ガバナンスの強化、様々な記録・保存書類の作成、会計処理などの事務も年々増加傾向にある。

保育所は、福祉的ニーズにきめ細やかに応じていくため、小規模な社会福祉法人により運営される事ことが大半で、その事務は、園長、主任保育士等が担う場合がほとんどである。

ＩＣＴ化を推進する園も増えているが、その環境維持・管理への対応に追われ、本来の管理業務に支障をきたすといった心配の声も上がっており、更にはセキュリティ対策やメンテナンス費用などのコスト増等も新たな課題となっている。そのためには、経理やＩＣＴ環境等に豊富な知識を持った職員の配置が必須で、今はそれに見合った処置がなされているとは言い難い。こうしたＩＣＴ環境の維持管理への支援、事務員を配置する園に対する加算等の検討をお願いしたい。

令和5年11月24日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都社会福祉協議会
児童部会 部会長 宮田 浩明

令和6年度社会的養護関係予算への要望について

東京都の児童の社会的養護につきましては、かねてから種々ご尽力いただいております。誠にありがとうございます。

昨年、国においては改正児童福祉法が成立し、一部を除いて令和6年4月施行が予定されています。この中では社会的養護における自立支援や、地域における子育て支援の拡充が重点的に盛り込まれています。中でも意見表明等支援事業は、国連・児童の権利に関する条約批准30年を経て具体化が目指されるもので、実効性のあるものにするためには相応の対策・準備が必要です。

出生数の低下に歯止めがかからない中、国によるこども家庭庁創設やこども基本法施行をはじめとする施策が注視されています。首都・東京においては、引き続きこれらを牽引する役割が期待されます。

一方で、児童虐待の通告増加と一時保護所の満床状態には歯止めがかかっておらず、民間施設による入所促進に向けた努力にも限界があります。東京都として、抜本的な虐待予防策と入所等受入れ枠の確保が急務です。

新型コロナウイルス感染症は感染症法上5類の位置付けになったとはいえ、収束とはいいがたく、引き続きの対策が必要です。長引く物価高騰も退所者等の生活を圧迫しています。また、気候変動による自然災害への懸念も軽視できません。

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の改善は、今後の社会の安定に連動します。「東京都社会的養育推進計画」の見直しも視野に、当部会は以下の要望をいたします。令和6年度の予算編成等に向けて審議していただくとともに、児童相談所設置区および同設置予定区との共有をお願いいたします。

記

1 児童の自立支援の強化・拡充

幼少期から不安定な生育状況にあった社会的養護下の子ども・若者は永きに

わたって 18 歳を境とする社会的自立が求められてきました。彼らのその後の社会生活には抜け出し難い困難が付きまとっていることは国や都の調査から明らかです。

これらの改善に向けて、措置延長および 20 歳を超えた入所支援継続（改正児童福祉法第 6 条の 3 の 1・児童自立生活援助事業）の標準化を図ってください。また、自立援助ホームの職員体制を強化するとともに、各施設等の社会的養護自立支援拠点事業（同法第 6 条の 3 の 16）の積極的開設を支援してください。

子ども等の意見表明権の実効的確立（同法第 6 条の 3 の 17・意見表明等支援事業）に向けて、児童や職員に対して各法制度や活用資源の周知を進めてください。

2 施設の高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化への対応

里親委託や施設の小規模かつ地域分散化が推進される一方で、本体施設にはケアニーズの高い子どもの入所割合が高まっています。本体施設の職員体制を強化し入所促進加算を拡充する等、専門機能強化型児童養護施設の更なる機能強化を図ってください。

一時保護所や民間施設の入所がひっ迫する一方で、都立施設の入所が進んでいません。都立施設の入所促進と支援向上、並びに児童自立支援施設の有効活用を図ってください。

地域における子ども・子育て家庭や養育家庭の支援機能を強化してください。また、フォスターリング機関を里親支援センター（同法第 7 条の 3）へ円滑に移行してください。

3 人材の確保・定着・育成に向けた支援

東京都においては、宿舍借り上げ支援事業をはじめとする独自の人材確保等支援事業が一定の効果を上げています。その中で社会的養護系施設においては負担割合が高い、事業の実施が限られている等、相対的に不利な状況にあります。保育所同等の人材確保等支援事業を実施してください。

あわせて、管理職を含めた人材育成の体制を確立してください。また、職員の定着を図り、災害・感染症蔓延・物価高騰時も含めて安定的に事業が継続できるための支援を講じてください。

以 上

令和5年11月24日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
乳児部会 部会長 都留 和光

令和6年度 乳児の社会的養護に関する予算要望について

東京都の乳幼児の社会的養護につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。東京都内11か所の乳児院は、全都の緊急時の受け皿として、地域の乳幼児を持つ家庭の支えとして里親支援をはじめ地域の福祉サービスの担い手となれるよう努めております。

本年5月に新型コロナウイルスの5類への移行に伴い、コロナ禍の時より、交流や面会の状況も通常に戻りつつあります。乳幼児期の大切な育ちのためにも里親家庭や実親家庭への交流などを丁寧に、つなぎ手として積極的に取り組んでおります。

24時間365日の運営を行っている乳幼児唯一の施設である乳児院の役割及び期待は高まるばかりです。今後もその期待に応え、そしてより充実した支援を展開するためにも、下記内容にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 社会的養護に必要な乳幼児に対する養育体制の整備

緊急入所児童や増加する専門的ケアが必要な子どもたちへの適切な養育に加え、市町村との連携を強化しながら地域に向けた支援を充実させて頂けるよう、職員配置や施設の整備について以下の3点を要望致します。

- (1) 新生児等の健康と安全を守るための職員の適正配置
- (2) 医療体制整備事業を拡充すること
- (3) 地域子育て支援、親子支援のための専門職の増配置及び職員配置基準の引き上げ
(産前産後母子支援事業や地域家庭支援や心理相談など乳児院の機能強化)

2 社会的養護を支える人材の確保と基盤の整備

24時間夜勤のある職場ゆえの難しさもあり、乳児院においても専門性を有した職員の確保・定着が喫緊の課題です。併せて災害時の人材確保も求められます。社会的養護を支える人材ならびに基盤整備に関しまして以下の3点を要望致します。

- (1) 事務職員の現状に即した複数配置
- (2) 入所減の対応にあたっては、乳児院の安定的運営に配慮すること
- (3) 幼児専門の一時保護ユニットに職員加算を行うこと

以上

東京都

知事 小池 百合子 殿

東京都令和6年度 予算編成における介護政策に対する要望事項

令和5年11月24日

一般社団法人全国介護事業者連盟 東京都支部

支部長 袴田義輝（公印省略）

昨年度の予算要望につきましては、多くの課題解決に向けた提案にご理解を頂き、誠にありがとうございました。日本で一番の経済圏と人口を有した首都である東京都は、全国一律の制度である介護保険制度の課題解決に向けた進取的な取組を行うモデルであり、他の道府県とは異なる特性があると思料しております。その強みと課題の特性を踏まえた上で、5類に移行された後の、新型コロナウイルス感染症対策並びに物価高騰に関する諸問題の対策を含めて、予算要望事項と制度改革事項を組み合わせ提言致します。

また、日本は高齢者と共に、障害者数も増加傾向にあり、障害者全体では約990万人、国民の7.6%が何らかの障害を抱える国となりました。これは一時的なものでなく、年々増加傾向にあります。

弊社団体においては、介護保険制度とともに、持続可能な障害福祉制度の実現支援に向け、現場、利用者等の多角的視点による制度・政策提言・情報発信を行い、障害福祉事業者の資質と処遇向上、社会福祉の発展に寄与することを目的として、障害福祉事業部会も設立しておりますので、障害福祉分野におきましても併せて提言致します。

介護分野

【継続的な要望事項】

◆新型コロナウイルスの分類変更に伴う継続的な支援

新型コロナウイルスに関しましては、本年5月8日より季節性インフルエンザと同等の「5類」へ変更されております。様々な規制が解除されたなか、社会全体の感染予防の意識が薄れ、結果として現状では市中感染の広がりを見せております。

高齢者が感染した場合の重度化リスクは高く、命の危険にさらされる高齢者を預かる介護事業者としましては、「5類」になったとはいえ、感染防止対策や感染した場合にかかる経費、収入減等の状況・状態は変わらず、大きな負担となっております。

介護・障害福祉・医療現場における補助金・助成金等について東京都として継続的な支援を要望致します。

◆物価高騰に対する支援

原油価格高騰やウクライナ情勢などの様々な要因を受けて、電気料金の値上がりやガソリン燃料費の高騰が続いております。光熱費のみならず、食材料費等の物価高騰は、事業者には大きな影響を及ぼしており、一部価格改定に踏み切る事業者もありますが、利用者・入居者の状況を鑑みますと、物価高騰の影響を価格に転嫁することは容易ならず、厳しい経営状況が続いております。引き続き利用者等に安心・安全で質の高いサービスが提供できるよう、物価高騰への支援を要望致します。

◆既存事業の継続について

(1) 介護職員奨学金返済・育成支援事業

特に新卒採用におきまして、介護職員奨学金返済・育成支援事業があることにより、求職者が介護事業者就業を決めるきっかけの一つになると実感し、大変感謝しております。

従業員の高齢化が著しい介護業界のなかで、特に若年層の新規採用は介護保険サービスの持続的提供にとって最重要課題となることから、令和6年度以降も、本事業を継続して頂くことを要望致します。

(2) 介護職員宿舎借り上げ支援事業

令和4年度から対象事業所が拡大され、幅広いサービス種別で活用できることとなり、大変感謝しております。本事業では1戸あたりの助成対象期間が4年となっていますので、特に就業したての若年層や、他の道府県からの移住採用に結びつく施策として大変有効な施策と感謝しております。こちらの事業につきましても、令和6年度以降も本事業を継続して頂くことを要望致します。

上記(1)(2)の促進策として、福祉系大学だけでなく一般大学の就職学生への周知を図り、就職活動のイベントなどを実施し、積極的に若年層の獲得を目指すために努めて参りますので、東京都として幅の広い支援を要望致します。

(3) 要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組推進

令和5年度の東京都の予算において、科学的介護の実現及び持続可能な介護保険制度を実現するために、要介護度等の維持・改善に資する取り組み事業者に対する、東京都独自の報奨金制度を設けて頂きました。これまで自立支援の取組を積極的に行えば行うほど、収入が下がるジレンマがありましたが、それを解消する制度であり、正しい介護の方向性が示されたものと大変感謝しております。

今後、益々利用事業者が増える制度であると確信しており、当団体としても積極的な制度利用を推進して参りますので、制度の更なる拡充をご検討頂きますとともに、継続して頂きますよう要望致します。

【新たな要望事項】

◆介護と仕事の両立推進事業の相談窓口の規定緩和

我が国では超高齢社会を迎え、団塊世代がすべからず75歳となり、要介護高齢者の増加が続く事が見込まれております。在宅における介護の担い手の中心は家族であり、企業の中核を担う働き盛り世代であることが多い現状でございます。

しかしながら、高齢者介護は突発的な問題発生や介護を必要とする期間も千差万別であり、仕事と介護の両立が困難となる事から、離職に繋がるケースも多く、その経済的損失は9.1兆円になると推計されております。

東京都におきましては、「東京都働きやすい職場環境づくり」における「介護と仕事の両立推進コース」において、「介護と仕事の両立に関する相談窓口を社内に設置」することにより、法人は40万円の補助金を受け取る事ができる制度を設けて頂いております。

現状は相談窓口が社内設置に限定されておりますが、社内窓口では介護に関する専門性もなく、具体的な解決にならない事が予想されるため、この相談窓口を外部委託可能とし、介護事業者も相談窓口となれるよう要望致します。

これにより、介護相談を通じて地域社会への貢献にもつながり、介護離職ゼロへ業界（団体）としても積極的に取り組む姿勢を示す事となり、社会全体で介護を支える意識の向上に繋がると考えます。

◆テレワーク導入・ハンズオン支援導入に関する申請要件の緩和

介護事業においては、実際にお客様への直接的なサービスを提供する業務のため、テレワーク導入が難しい、又は無理であるとする事業者・職員が少なくありません。

業務内容を抽象的にとらえればその通りではありますが、サービス種別や業務ごとに具体的に整理すれば、まだまだ導入の余地はあり、介護現場の生産性向上に寄与するものと考えております。

しかしながら、本導入支援においては、申請要件や事前審査が厳しく、申請にすらたどりつかないケースがあり、必要とする事業者が使いやすい内容に修正頂きますよう要望致します。

具体的には、使用用途が違う内容でありながら、パソコン・タブレットは機能的に同じであるとされ、機能重複する機器の申請は認められないと判断されているケースが見受けられます。

介護事業者にかかわらず、他事業者でも同様かと思料しますので、柔軟な制度となるよう、見直しを要望致します。

◆福祉・介護人材の確保、育成に向けた取り組み

教育委員会等と連携し、小中学生を対象とした福祉読本の作成や、様々な機会において、福祉教育の充実を図ることにより、福祉を身近に感じ、将来の職業選択の一つとなるような取り組みに関する必要な予算を確保し、協働して取り組みを進めることを要望致します。

◆処遇改善加算の事務手続き簡素化について

処遇改善加算の加算率引上げやベースアップ等支援加算の創設により、介護職員の平均給与額等の待遇は着実に改善されつつある状況にあります。

一方で、一部に処遇改善のための加算を算定していない事業者もあり、算定しない理由の一因として事務手続きの煩雑さが挙げられております。通常の介護保険サービスに加えて、地域密着型サービスや障害者総合支援法のサービスも併せて実施している事業者は、計画や実績の報告先も多岐にわたるため、例えば東京都福祉保健財団等に「処遇改善加算関連書類提出とりまとめ窓口」を創設して提出先を一本化する仕組みを創設する等、事務手続きの更なる簡素化に向けた取組みを要望致します。

◆居宅介護支援の介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善支援について

今般、東京都におかれましても、国に対して『介護報酬改定等に関する緊急提言』と題して、我々介護事業者としては心強い5つの提言を実施いただきました。

特に『提言5』におけるケアマネジャーの安定的な確保を図るための処遇改善については、ケアマネジャーの平均年齢が52歳を超える状況であり、4人に1人が60歳超となるなか、求められる専門性に対して処遇が低く、介護職員との給与差が益々縮小する状況にあり、ケアマネジャーとして就労を希望する人材が多く不足しております。介護保険におけるケアマネジメントの根幹となるケアマネジャーの不足は、今後需要が増す高齢者介護の質の低下を招き、サービスが行き届かなくなる懸念もございます。

しかしながら、国の政策としては次期報酬改定においても、居宅介護支援に対する処遇改善加算の創設が図られる望みは薄い状況にあります。

ケアマネジャーへの処遇改善においては、東京都独自の施策を示し、処遇改善が図られるよう要望致します。また、国に対しての提言を東京都として継続的に実施頂きますよう併せて要望致します。

◆対面形式で行われている研修のオンライン化について

法令等で受講を求められる研修の一部に、虐待防止に関する研修など東京都福祉保健財団等が数百名規模の大会場にて実施している集合研修（対面形式）がありますが、感染症蔓延防止の観点からも、数百名規模の研修を集合研修にて行う必要はないと考えております。また、研修会場が限定されており、事業所の場所によっては相当の移動時間・距離があるため通常業務に支障をきたす状況も出てきておりますので、例えば「エリアや区ごとに会場を設ける（講師等はメイン会場から各エリア会場へのオンライン発信でも可）」、「研修については原則オンラインも併用する」等を東京都福祉保健財団他研修実施機関に通知して頂くなど、オンライン研修推奨の取り組みをご検討頂きますよう要望致します。

◆サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基礎研修及び実践研修の拡充について

サービス管理責任者（サビ管）・児童発達支援管理責任者（児発管）について基礎研修及び実践研修が資格要件となっており必須となっているところ、現状ではサビ管・児発管を確保することが困難になっており、これらの研修を円滑に受講できる仕組みが求められています。

しかしながら、東京都におけるこれらの研修の受講枠が限られており（たとえば、同一事業所からは事実上 1 名しか受講できないなど）、各事業所では、サビ管・児発管の採用や配置が困難となっております。結果として、サービスの質に影響が及んでいるのが実態です。

このため、サビ管・児発管の基礎研修及び実践研修の開催頻度の拡充や、研修定員の拡充に向けた対策を講じていただくよう要望致します。

さらに、研修方法としてオンラインの活用、研修機会拡大のために研修実施の民間委託も併せて進めて頂くよう要望致します。

◆障害福祉サービスの新規事業所開設に伴う制約の緩和について

障害福祉サービスの事業所を新規開設する場合、現在は一法人あたり年間 3 か所に制約され、かつ、開設時期も制約されており、利用者のニーズに十分に 대응することができない状況にあります。

新規開設の制約を、次のように見直して頂くよう要望致します。

- ① 法人あたりの年間の開設数が制約されることなく、柔軟に開設できるような措置を講じる（指定協議会の説明会を増やすなど）。
- ② 新たに事業所を開設する時期についても、法人が複数の事業所を開設する場合に柔軟に開設時期を設定することが可能となるよう、必要な見直しを行う（一定期間に 1 事業所のみの開設ではなく、開設時期も自由に決められるようにするなど）。

◆障害児通所支援の「専門的支援加算」、「児童指導員等加配加算」の算定基準の緩和

障害児通所支援の「専門的支援加算」、「児童指導員等加配加算」の算定において、東京都では、心理指導担当の専門職に関し、公認心理師及び臨床心理士の資格保有者のみを要件としています。

しかしながら、他の自治体では、大学・大学院において心理学等を修了した者も、心理指導担当職員として認めています。

東京都におきましても、他の自治体同様に、大学・大学院において心理学等を修了した者も認めて頂くよう要望致します。

以上

東京都知事 小池 百合子 様

令和 6 年度
東京都予算等に対する要望について

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

一般社団法人東京都中小企業診断士協会
会 長 森 川 雅 章

『『未来の東京』戦略』の実現に向けた予算要望
～ 中小企業・小規模事業の経営基盤強化に向けて～

令和の時代になりすぐに「新型コロナウイルス感染症」の拡大に見舞われ、生活様式が大きく変化しました。中小企業・小規模事業者の業績を見ると業種による差だけではなく、同じ業種でも、苦戦の中で新たな光を自ら見つけ前に進んでいる企業もあれば、元に戻ることを待っていて衰退への道を歩んだ企業も多くありました。

私たちはこれまでも、様々な事象に対して知恵を絞り改善を重ね、困難を乗り越えてきた企業を沢山見てきました。そしてこれら企業には、「日常の活動の中で自分たちが決めたことには、しっかりと実行する習慣が身についている」という共通の特徴がありました。

そこで、このような企業の習慣を体系化することで、企業の経営基盤がしっかりしているかどうかを客観的に判断する仕組みを作り、企業診断に役立てていこうと考えております。

体系化の一つ目は、表の競争力「ビジネスイノベーション」と位置づけ、業績だけではなくキャッシュを稼ぐ力があるか、市場の変化や技術の変化を見定め製品開発や新サービスの創出を考えているか、顧客や仕入先との関係性が良好に保たれているかを診断のポイントとしています。

体系化の二つ目は、裏の競争力「プロセスイノベーション」と位置づけ、日常の業務遂行がスピーディーに、正確に、低コストで実現できているか、商売から得た実績をデータとして蓄え利用できているか、日常の活動の中で問題点が見つかれば、すぐに改善へとつなげる機動力があるかを見ます。

体系化の三つ目も裏の競争力です。「システムイノベーション」と位置づけ、人材や組織の柔軟性、リスクマネジメントやITの活用などにおける優位性を見ます。

これらの企業診断は、規模や業種に関係なく全ての企業が実施すべき活動です。予算要望をさせていただく上で、中小企業・小規模事業者の皆様にとって大事なことでありますので、説明をさせていただきます。

【要望の概要】

I. 中小企業の経営基盤強化

- 一 中小企業経営支援施策の継続および拡充について
 - (1) 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化に向けた「専門家派遣事業」の継続と拡充をされたい【重点要望】
- 二 脱炭素と産業構造の変化への対応に向けた支援について
 - (1) CO2 排出量の見える化に向けた支援を推進されたい【重点要望】
 - (2) 自動車産業の構造の変化に対応した支援を推進されたい
- 三 中小企業のデジタルシフトへの支援について
 - (1) デジタルトランスフォーメーションの取組みへの支援を拡充されたい【重点要望】
- 四 中小企業のBCP（事業継続計画）導入促進支援について
 - (1) BCP策定の計画策定から定着までの支援を継続されたい【重点要望】
 - (2) 大規模災害・パンデミック発生時の中小企業診断士の活用体制を検討されたい

II. 未来に向けた新たな価値を生み出す担い手の創出について

- 五 革新的な製品やサービスの創出支援について
 - (1) 革新的な製品やサービス創出支援の継続と拡充を図られたい
- 六 創業促進支援と創業後のフォローアップについて
 - (1) 創業助成事業の拡充を図られたい【重点要望】
 - (2) 起業予定者の掘り起しや創業後フォローアップの拡充を図られたい

III. グローバル化の支援と国際化対応について

- 七 中小企業の海外展開を後押しする支援について
 - (1) 外国人経営者や留学生との連携による海外展開推進を検討されたい
- 八 海外人材の活用ならびに在日外国人の創業支援について
 - (1) 在日外国人の創業支援を促進されたい
- 九 観光関連企業におけるインバウンド対応能力の向上について
 - (1) 訪日外国人受入環境の支援拡充を検討されたい

IV. 都市活動の基盤となる地域活動の支援について

- 十 島嶼地域の活性化に向けた支援について
 - (1) 島嶼地域の経営基盤強化支援事業の拡充を図られたい【重点要望】
- 十一 地域基盤インフラの整備について
 - (1) 産業集積の維持に向けた支援の検討を図られたい

V. 人材育成を推進する支援の強化

- 十二 中核人材育成およびリスキリング支援について
 - (1) 人的資源の活用促進に向けた伴走支援の拡充を図られたい

I. 中小企業の経営基盤強化

一 中小企業経営支援施策の継続および拡充について

(1) 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化に向けた「専門家派遣事業」の継続と拡充をされたい【重点要望】

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い行動制限が無くなり、外国人旅行者が増加するなど、徐々に日常が戻りつつある。

しかし、以前からの課題である人手不足、経営者の高齢化、環境問題等に加え、コロナ禍による消費者行動の変化、地政リスクによる資源価格の高騰、新型コロナウイルス関連融資の返済など、雇用の7割を担い、地域に根差して地域社会を支える中小企業・小規模事業者の経営環境は厳しさを増している。

このような中、将来を見据え前向きに事業に挑戦し、新しい工夫により生産性の向上に取り組む事業者は多い。しかし経営資源が限られる、中小企業・小規模事業者にとっては、自ら課題を設定し、課題解決のアクションプランを明確にして経営改善計画を策定することや、ビジネスイノベーション・プロセスイノベーション・システムイノベーションを行いながら経営革新に取り組むことは、困難を伴う。専門家派遣事業は、これら前向きに挑戦する事業者に対する支援として有効である。

東京都は、東京都中小企業振興公社、東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京信用保証協会等の支援機関を通じ、中小企業・小規模事業者の経営を支援する様々な専門家派遣事業を展開しているが、その継続・拡充を図られるとともに、専門家として中小企業診断士の活用を図られたい。

中小企業・小規模事業者が新型コロナ関連融資の返済に対応しつつ、ポストコロナ後の新たな経済社会の変化に対応するためには、経営基盤強化への支援が必要である。特に飲食業界は、経済再開で需要は戻りつつあるが、価格転嫁を上回る人件費や原材料費の高騰で、コストが利益を圧迫している。

専門家が店舗を訪問し、現地調査や経営課題に対する助言等を実施したうえで取組み経費の一部を助成する「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」、「原油価格高騰等対策支援事業」等の支援は効果が高いため、事業を継続するとともに、今後もその支援に中小企業診断士の活用を図られたい。

二 脱炭素化推進と産業構造の変化への対応に向けた支援について

(1) CO₂排出量の見える化に向けた支援を推進されたい【重点要望】

東京都では「東京都環境基本計画」において、2050 年までに世界の CO₂ 排出量の実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を掲げ、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減するカーボンハーフを目指した取組みを加速している。

この実現に向けては、自然エネルギーの活用に加え、CO₂ 排出量の削減に向けたイノベーションの創出とともに、脱炭素・低炭素製品(グリーン製品)が選択される市場を創り出していく必要がある。また、CO₂ 排出量削減に向けた基盤として CFP (カーボンフットプリント：製品単位の CO₂ 排出量) の見える化の仕組み作りも始まっている。

このような中、大手企業において、サプライチェーン全体での排出量開示を行う必要性から、取引先の事業者に対して CFP の提出を求める動きが広がっている。しかし CO₂ 排出量算定への知見が不足し、その対応に苦慮している中小企業・小規模事業者は多い。そこで、専門家としてカーボンニュートラルに知見のある中小企業診断士を派遣し、中小企業・小規模事業者の対応を支援する伴走型の支援を推進されたい。

(2) 自動車産業の構造の変化に対応した支援を推進されたい

自動車メーカーの EV 化の進展に伴い、自動車部品関連市場の構造変化が見込まれている。東京には自動車メーカーの下請け企業も多く、現状のままでは雇用の喪失や経営の悪化につながる恐れが高い。

今後の産業構造の変化に対応し、中小企業・小規模事業者が生き残るためには、新たなイノベーションによる EV 化に対応した部品開発や新分野への進出など、事業構造の変革が必要となる。しかし、経営資源が限られ、研究開発や販路開拓に向けた戦略を描けず、人材を有していない中小企業・小規模事業者も多い。

そのような中小企業・小規模事業者においても新たな挑戦が行えるよう、新技術・新製品の開発や販路開拓への支援を拡充されたい。その支援にあたっては、中小企業診断士の活用を図られたい。

三 中小企業のデジタルシフトへの支援について

(1) デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という）の取組みへの支援を拡充されたい【重点要望】

中長期を見据え、DX の推進によりコスト削減や生産性向上を目指す事業者がいる一方、経営基盤が脆弱で、前向きな DX への投資を行えない中小企業・小規模事業者も多い。DX への取組みは 2 極化しつつある。

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年には、全国で 1100 万人の労働者不足が予想されている。この不足に対応するには、雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者の生産性向上が重要である。

最近では、売上拡大に向けた EC サイトの構築ツール、販路開拓を支援する地図情報システム、社内の効率化に向けた経理システムやオフィスツール、AI など、中小企業・小規模事業者でも安価に利用できるノーコードのクラウドシステムが提供されており、DX を実現しやすい環境が整いつつある。

しかし、システムの専門家が社内にはいない中小企業・小規模事業者にとっては、デジタル技術の活用を自社内で検討し、その導入を図ることは難しい。DX の推進によるビジネスモデル変革に取り組むには、やはり専門家からの助言が必要となる。

現状把握から経営課題を設定し、経営者とともに望ましい方向性を考えるのが中小企業診断士の役割である。DX 推進に向けて、デジタル導入を専門とする中小企業診断士の活用を図られるとともに、「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」、「企業変革に向けた DX 推進支援事業」などのデジタル化支援の継続・拡充を図られたい。

四 中小企業の B C P（事業継続計画）導入促進支援について

(1) B C P 策定の計画策定から定着までの支援を継続されたい【重点要望】

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大規模災害などの発生によって企業の人的・物的資源に被害が生じ、機能が低下するなかであっても、最低限必要な機能を維持し、危機の発生に伴い停止した機能を早期再開するための「対応の基本的な考え方」と「事前に取り組むべき対策」を計画化したものである。

大規模災害の発生による緊急事態に適切に対応出来なければ、事業の復旧に至るまでの期間が長期化し、事業の縮小や従業員の休業・解雇のみならず、最悪の場合は廃業に追い込まれる恐れもある。

東京都による自然災害対策への啓蒙や新型コロナウイルス感染症等を契機に、BCP の重要性を認識する経営者が増えた一方、現状維持バイアスにより「まだまだ大丈夫」と考えている経営者も多い。

「B C P 策定支援事業」の拡充とともに、事業継続計画の策定から社内定着の促進に向けて、中小企業診断士の活用を図られたい。

(2) 大規模災害・パンデミック発生時の中小企業診断士の活用体制を検討されたい

事業者が大規模な自然災害やパンデミックにより被災した際は、まずは各事業者が事業継続計画に沿った活動を行うが、経済社会の速やかな復旧・安定に向けては、各事業者が事業再開に向けた活動に円滑に移行できるよう支援することが重要である。

特に事業再開向けの迅速な資金調達は重要であるが、新型コロナウイルスが発生した時には、区・市町村窓口へのセーフティネット4号認定や制度融資の申込に最大で2～3ヶ月の予約待ちが発生した。そのため、次の大規模災害やパンデミックに備えて、区・市町村の認定・申込業務の効率化は急務である。

当協会の中小企業診断士は、都内を6支部に分け活動し、その地域の住民でもあることから、行政と連携した地域密着の活動が可能である。

非常時に都内の事業者に対して適切な支援を行うためには、日頃から体制を準備し、行政と緊密かつ継続的なコミュニケーションを取ることが重要である。東京都および区・市町村と当協会に所属し、地域に在住する中小企業診断士との連携を検討する場の設置をお願いしたい。

Ⅱ．未来に向けた新たな価値を生み出す担い手の創出について

五 革新的な製品やサービスの創出支援について

(1) 革新的な製品やサービス創出支援の継続と拡充を図られたい

変動する外部環境の中、事業者が生き残るためには、既存製品やサービスを見直し、革新的な視点を盛り込んだ事業を創出していくことが求められる。その一方、経営資源の限られる中小企業・小規模事業者にとっては、新規事業の創出や事業戦略の再構築に自社で取り組むことは、資金面からも人材面からも容易ではない。

しかし専門家が伴走し、専門家の助言を受けながら事業戦略を構築することができれば、課題やその対応策が明確になり、ノウハウや人材が不足する事業者でもビジネスイノベーションに取り組むことが可能となる。

革新的な製品やサービスの創出に挑戦する事業者に対し「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」による資金調達面での支援に加えて、「『新しい日常』対応型サービス創出支援事業」のハンズオン支援を継続・拡充されたい。またその伴走支援にあたっては、事業計画策定支援の専門家である中小企業診断士の活用を図られたい。

六 創業促進支援と創業後のフォローアップについて

(1) 創業助成事業の拡充を図られたい【重点要望】

社会課題を市場ニーズとして捉え起業を目指す創業者は、既存ビジネスの枠にとらわれないイノベーションを生み出す可能性がある。

だが、革新的なアイデアや技術を育む「シード期」は、出資リスクが高いため資金獲得力が弱く。また、創業初期の「スタートアップ期」は、製品開発や新たな市場開拓にさらなる資金が必要となる。この時期の創業助成支援事業は有効な支援策である。

創業助成事業の予算を拡充し、公募回数の増加等を検討されたい。採択数を引き上げることで、東京での創業機会を増やされたい。

また、創業後の安定経営に向けては、起業準備段階からの学習が重要である。市場調査や専門家への相談を行いながら事業計画を検討し、資金調達、人材確保等への周到な準備を行うことで、事業開始後の不測の事態へのリスクを低減し、速やかな対応が可能となる。

創業者が苦手とする事業計画策定や採択後の計画進捗管理において、東京商工会議所の相談窓口や東京都中小企業振興公社のTOKYO創業ステーション等の支援機関における助言、フォローアップは有効である。各支援機関での相談事業を強化し、その担当者として中小企業診断士の活用を図られたい。

(2) 起業予定者の掘り起しや創業後フォローアップの拡充を図られたい

①スタートアップ支援の継続と拡充を実施されたい

東京は、産学連携に組みやすく市場規模もあり、スタートアップに恵まれた環境が整っている。しかし多様なスタートアップが生まれる一方、経営資源の不足により事業が立ち行かなくなる事業者も多い。そのため企業育成プログラムや資金面での継続的な支援が必要である。

現在行われている「TOKYO STARTUP GATEWAY」でのコンテストとアクセラレーションプログラムは、スタートアップの支援として有効であり、事業の継続をされたい。また、ビジネスマッチング会や複数のスタートアップ企業が投資家に対してプレゼンを行う「ピッチイベント」等の開催により、事業連携や販路開拓の促進、VCや投資家からの民間資金の調達が円滑に進むように支援を継続されたい。また、事業計画や経営戦略のブラッシュアップの支援者として、伴走型で支援できる中小企業診断士の活用を図られたい。

②シニア層への創業支援の実施を継続されたい

東京都ではシニア創業促進事業として、シニア向けのセミナーやビジネスコンテストを開催し、シニアが持つノウハウの有効活用や定年退職後の働き方の一手段としての起業を支援している。

しかし、全国の60歳以上の非労働力人口は3,000万人弱に上り、各種就業支援施策は進められているが、人生100年時代、生涯現役に向けたシニア・定年退職者への支援は不足している。

そこで、都内のシニア・定年者を対象に創業セミナー開催し、創業予備群の育成を図られたい。具体的には、東京都中小企業振興公社等の支援機関において、創業予備群育成のため、「自己のスキルの棚卸」、「事業計画作成」「創業のために必要な手続き」等をレクチャーするセミナーを開催する。そのセミナーの講師や参加者へのアフターフォローに対して、中小企業診断士の活用を図られたい。

③女性起業家の活躍を推進する支援を継続し拡充されたい

女性の起業への関心が高まる一方、開業資金、計数管理への苦手意識、リスクへの不安等から起業を躊躇する女性が多い。起業を目指す女性に対し不安の払拭を図るため、経営に関する知識を提供するビジネス講座を開設し、この講師として経営支援の経験豊富な中小企業診断士を活用されたい。また、女性ベンチャーの成長支援プログラム「APT Women」はスケールアップを目指す女性起業家に有効なプログラムである。事業を継続しつつ、各種支援に精通した中小企業診断士を加えた多面的な支援プログラムを検討されたい。

Ⅲ. グローバル化の支援と国際化対応について

七 中小企業の海外展開を後押しする支援について

(1) 外国人経営者や留学生との連携による海外展開推進を検討されたい

東京都の「海外展開総合支援事業」では、海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対し、海外展開プランの策定支援や海外販路ナビゲータによるハンズオン支援、展示会出展支援、越境 EC 出品支援等を実施し、販路開拓を包括的に支援している。これに加えて、祖国を熟知し、日本語を話せる在日外国人中小企業経営者や留学生を有効活用すれば、海外展開の効果的な拡大が見込める。

外国人中小企業経営者や留学生を対象に、海外展開・販路開拓に向けたセミナーの開催や、海外展開を図りたい事業者との連携等の支援を検討されたい。また、その連携に向けた掘り起しには、国際経験豊富な中小企業診断士の活用を図られたい。

八 海外人材の活用ならびに在日外国人の創業支援について

(1) 在日外国人の創業支援を促進されたい

留学生のうち約 10%は日本での創業を希望しており、その創業を支援することにより、都内開業率のアップやグローバル社会における東京の地位・価値向上が期待できる。

都内の留学生を対象に、本邦の販路開拓、財務戦略、補助金等に関するセミナーを開催し、創業促進を図られたい。また、その講師及びフォローアップ支援にあたっては、中小企業診断士の活用を図られたい。

九 観光関連企業におけるインバウンド対応能力の向上について

(1) 訪日外国人受入環境の支援拡充を検討されたい

入国制限緩和により都内の外国人旅行者は回復しつつあるが、コロナ禍の期間、雇用を減らし事業改革を進められなかった事業者は経営が弱体化し、受け入れへの対応が困難となっている。インバウンド向けの受入環境の拡充を希望する観光事業者を単体事業者と連携事業者に分類し、アフターコロナにおける中長期の経営計画を策定し、拡大する需要取り込みに対応できるよう支援制度を設定されたい。また、この支援にあたっては、経験豊富な中小企業診断士の活用を図られたい。

①単体事業者への支援

受入体制拡充を希望する中小企業に対し、中小企業診断士が経営環境の把握や策定を支援し、課題解決の施策実施に向けて設備投資や経費支出が必要な場合に補助金等の支援制度を推薦する。

②連携事業体への支援

新宿副都心や中野など、協議会的な組織を持つ商店街や団体等地域の連携事業体を支援の対象とし、地域の魅力度を認知させる取組や集客のためのハード施設の整備などの計画策定を支援する。

IV. 都市活動の基盤となる地域活動の支援について

十 島嶼地域の活性化に向けた支援について

(1) 島嶼地域の経営基盤強化支援事業の拡充を図られたい【重点要望】

原油価格高騰等対策支援事業では、専門家派遣とその助言に基づく助成金のサポートが提供されている。

島嶼地域では、物価上昇による仕入れ価格・光熱費等の高騰に加え、船便等による配送コストの上昇により、利益が圧迫されている。

商品サービスの値上げを行いたくとも、島民の賃金上昇が見込み難い中での価格転嫁は、島民の生活をさらに圧迫する可能性があり難しい。

そこで島嶼地域の事業者に対し、オンライン面談で観光客向けの商品サービスの開発や経費削減、利益確保のための計画策定等を支援することを検討されたい。また、新たな商品サービスの開発、生産設備の導入、商品サービスの告知や原材料仕入れ等の輸送コスト負担削減に対する助成金制度を検討されたい。その支援にあたっては、中小企業診断士の活用を図られたい。

十一 地域基盤インフラの整備について

(1) 産業集積の維持に向けた支援の検討を図られたい

東京都の地域産業活力創出支援事業では、都内産業の持続的・安定的な発展を後押しするため区市町村策定の地域産業活性化計画に基づく取組みを支援している。

都内東部の鍍金（めっき）産業集積は世界的にも貴重であるが、環境規制や高齢化・老朽化等により衰退の一途をたどっている。これが失われると、広い裾野に渡り不可逆的な損失が生じる可能性が高く、蓄積された貴重な経済資源が散逸する懸念がある。

過去には同様の取組（昭和42年：葛飾めっき工場アパート等）があったが、近年は規制強化等の影響で困難になっている。特に、前工程（研磨）・後工程（塗装）の維持も視野に産業集積の維持・再構築及び発展を総合的に検討し、事業継続・事業承継の意思がある事業者に対して、設備更新や世代交代のための継続的な支援を提供する必要がある。

鍍金事業に限らず、製造業の産業集積維持に向け、総合的な設備投資計画の策定や、多工程に渡る生産性の改善・最適化、さらには各事業者のマーケティングや事業承継、さらに既存事業者に対する事業継続に係る診断による重要度・優先度を判断するなど、標準的な新施設への移転プランを幾つか用意して、これをベースに調整を行い、各事業者に対して事業改善計画を作成・提示する支援を拡充されたい。また、これら支援においては、多岐に渡るきめ細かい・継続的なサポートが必要になるため、中小企業診断士の活用を図られたい。

V. 人材育成を推進する支援の強化

十二 中核人材育成およびリスキリング支援について

(1) 人的資源の活用促進に向けた伴走支援の拡充を図りたい

かつて中小企業・小規模事業者の経営者は、従業員を「労働者」ではなく、「家族」としてとらえていた。しかし経営を取り巻く環境が厳しくなる中、人材を成長に向けた「資源」としてではなく「コスト」としてとらえ、育成や就業環境の改善、従業員の定着等に中長期的な視点から取組めていない事業者が増えている。

東京都は、中小企業・小規模事業者に対し、人材確保、技術向上、現場改善、テレワーク、働き方改革など特定の課題に向けた様々な施策を提供している。これら施策の実効性を上げるためには、当該事業者の現状と将来像に照らし合わせた計画的な施策の利用が重要となる。このためには、専門家派遣と支援をパッケージ化した施策を拡充されたい。

具体的には、専門家派遣による人的資源の活用促進に向けた伴走支援により「経営者との対話による現状と将来像の整理」「人的資源の活用促進に向けた課題の優先順位付け」「優先的課題に対するアクションプランの検討・策定」「優先的課題に対するフォローアップ」等を支援していく。また、この支援に当たっては、経験豊富な支援者として中小企業診断士の活用を図りたい。

令和 5 年 11 月 24 日

一般社団法人東京都中小企業診断士協会
会長 森川 雅章

(本件連絡先)

東京都中央区銀座 2 - 1 0 - 1 8

東京都中小企業会館 7 階

電話 0 3 (5 5 5 0) 0 0 3 3

専務理事・事務局長 山本 祐一郎

東京都知事 小池百合子 様

令和 6 年度東京都予算等に対する要望について

令和 5 年 11 月

一般社団法人東京ニュービジネス協議会
会長 井川 幸広

1. 本要望の背景

弊会では、昨年度に引き続き経営の「成長」と「承継」をテーマとして活動をしております。特に昨年度から事業承継の課題に取り組み、経営者の成長支援、経営者人材の育成、投資家とのマッチング、グローバルスタンダードのスタートアップ・ベンチャー支援に取り組むとともに、責任ある経営者として、会員企業が事業の承継や M&A に早期から関心を持ち、備えることができるよう、勉強会やフォーラムの開催をしました。

さらに今年度からは、より多くの起業家を育成し、東京都のスタートアップ・ベンチャー・シーンを盛り上げるべく、早期からのアントレプレナーシップ教育にも取り組んでおります。具体的には子どもを対象とした「東京ニュービジネス協議会（NBC）ジュニア」の会員枠を設け、小学生から実践的なアントレプレナーシップ教育を提供するための取組を準備しています。

また、従来より行っている女性経営者支援についてもより積極的に取り組み、起業に取り組む女性、事業承継に意欲を示す女性経営者の支援を行っております。

貴都におかれましても、経済団体におけるこうした成長と承継の好循環を応援いただきたく、弊社からの要望を都政に反映いただくとともに、弊社と連携し、企業経営者への支援をよりいっそう充実いただきますよう、お願い申し上げます。

2. 要望事項

2.1 継続的な早期アントレプレナーシップ教育の実施

(1) 超実践的なアントレプレナーシップ教育の必要性

早期からのアントレプレナーシップ教育の重要性は、すでに国においても重視され、小学生に対する教育や、これまで大学生を中心に展開されていたより実践的なアントレプレナーシップ教育のスコープが高校生にも広げられているところです。貴都におかれても、児童生徒を対象としたアントレプレナーシップ教育を展開されているところです。

弊会では、こうした国や自治体における変化を歓迎するとともに、今後はより実践的なアントレプレナーシップ教育を、より早期の段階から実施することが必要であると考えております。小学生・中学生の起業家を生み出すような超実践的な教育が今後は求められます。このような実践的なアントレプレナーシップ教育の取組を、ぜひ貴都でも支援いただきたいと思います。

(2) 行政と経済団体／民間企業の役割分担

前項で述べた超実践的なアントレプレナーシップ教育のためには、実際の起業家がメンターとなり伴走支援する必要があります。また、多くの子どもには、実践よりも教育的目的を重視し、教養的にアントレプレナー精神を育むことが必要であると考えます。

すなわち、全ての子どもを対象とする教育行政と、実際の起業家を多数擁する弊会のような経済団体や多様なアントレプレナーシップ教育を提供することができる民間の教育事業者とで、役割分担をしながら、子どものニーズに応じた多様なアントレプレナーシップ教育のメニューが展開される必要があります。例えば、行政の教育の中では、あまねく全ての子どもが早期から起業家精神を養う教育にふれることができるよう、裾野を広げるアントレプレナーシップ教育を行っていただくとともに、経済団体や教育事業者はより特色あるアントレプレナーシップ教育を提供いたします。ぜひ来年度予算の中では、こう

した行政と民間との役割分担を前提とし、民間の多様な取組が活性化するような予算措置や施策を講じていただくようお願いいたします。

(3) 親子とメンターが集える「場」の提供

実践的なアントレプレナーシップ教育を早期から継続して行うためには、親子と起業家メンターが安心して集うことができるリアルな場所が必要です。周囲に起業家がないが、起業に関心がある子どもにとっては、そうした場を行政が提供してくださることで、安心して実践的なアントレプレナーシップ教育を享受することが可能となります。例えば、丸の内に開設された **SusHiTechSquare** のように、東京都の起業家支援の精神を体現する場の中の一部を、親と子のために開放いただきますようお願いいたします。

(4) 女子児童生徒への早期起業家教育

起業家になる能力やスキルは性別によって左右されないものですが、残念ながら現在の日本では、より男子児童生徒の方が挑戦しやすい環境となっており、女子児童生徒が挑戦する場合には周囲の人や環境がブレーキをかけることがあります。しかしながら、ジェンダード・イノベーションに関する研究が示すように、女性の起業家や経営者によるイノベーションには、今後の日本の成長につながる可能性が秘められています。そのため、早期からのアントレプレナーシップ教育においては、女子児童生徒がより機会に参加しやすくなるよう参加者の多様性に配慮いただき、女子児童生徒に対する手厚い支援を行っていただくようお願いいたします。

2.2 女性経営者支援について

(1) 女性経営者候補のグローバルな視野やネットワーキングの必要性

弊会では、女性経営者及び女性経営者候補の支援を行ってまいりました。特に今年度は、フィンランド駐日大使を招聘し、小池都知事と対談いただくなどの重要な普及啓発イベントを開催いたしました。フィンランド駐日大使に女性が就任することは今回が初であり、そうした意味でも、参加者である女性経営者や女性経営者候補の方々には強いインパクトをもって受け止められました。

女性経営者及び女性経営者候補のグローバルな視野の涵養やグローバルなネットワーキングは、女性リーダーがより力強く羽ばたいていくために極めて重要な取組です。弊会でも、2015 年より『国際女性起業家フォーラム』としてミス・インターナショナルの各国代表と女性経営者のビジネス交流会などの継続的な取組を行っております。都政においても、女性リーダーとグローバルをテーマに施策を展開いただきますよう、お願い申し上げます。

(2) 女性経営者の次世代型ロールモデルの構築の必要性

弊会所属の会員企業における女性経営者は、東京都と同様、全体の約 15%となっております。全国平均と比較すると高めの割合となっておりますが、国が目標として掲げる女性役員比率（2030 年までに東証プライム市場に上場する企業の女性役員比率を 30%以上）の目標に到達するためには、女性経営者を現在以上に増やし、女性役員の登用を進める必要があります。

弊会が行ったフィンランド駐日大使と小池都知事のリーダー対談では、女性限定や優先などの条件を

付けずとも弊会の他のイベントよりも多くの女性リーダーが集いました（参加者の 66%が女性）。参加者アンケートでも、女性リーダーのロールモデルを求める声が寄せられました。

女性経営者や女性経営者候補が集い、次世代のロールモデルを探索することができる場が求められています。ぜひ次年度予算では、小池都知事のリーダーシップで、東京都の女性リーダーたちを励ますような画期的な施策を打ち出していただくことを期待いたします。

2.3 事業承継について

事業承継については、昨年度より会員向けの勉強会や情報発信に取り組んでまいりました。2023 年 1 月に開催したフォーラムは、多くの参加者が集い、高い評価をいただいたところです。

弊会でも引き続き、会員企業が成長のための事業承継に早期から備えていくよう支援をしてまいりますので、都政の中でも、着実に企業の事業承継や M&A を支援いただきますよう、昨年同様お願い申し上げます。

3. 弊会の取組へのご支援

既に述べたように、弊会では、以下の企業支援事業、イベントを開催予定です。ぜひ貴都からも協賛、後援等でご協力ください。また、広報にもご協力いただきますようお願いいたします。

ご参考：弊会のイベントについて

(1) スタートアップ・メンタリング・プログラム

NBC が 2019 年度から開催しているイベント。アントレプレナーの創出を目的に IPO を目指すリアルネクスト企業を応援します。とがったビジネスモデルや成長が期待できると評された企業が集まり、自社のビジネスモデルやマネタイズ戦略などをピッチ。メンターに並ぶ自ら起業し上場まで成し遂げた現役オーナー経営者から、様々なアドバイスや気づきを得られます。各証券会社等からの協賛のほか、オンライン視聴者にも VC、CVC や監査法人、金融系などが増え、IPO 支援エコシステムへの注目の高さがうかがえます。

- 2024 年 3 月 6 日 決勝大会開催
- 18 時スタート、オルクドール Tokyo（日本橋）

決勝大会での優勝企業には、シリコンバレーでのアクセラレーションプログラム参加副賞を授与します。

(2) IPO スクール

N マイナス 4 以上の企業を対象に、主幹事証券難民・監査法人難民の救済、アントレプレナー創出を目的に IPO を目指すまでの伴走支援型事業。

《カリキュラム概要》

1. 上場オーナー経営者による完全個別メンタリング
2. 上場オーナー経営者による塾生限定のスペシャル座学
3. 監査法人や証券会社、東京証券取引所等による引受けトレンド等の座学
4. スタートアップ・メンタリング・プログラムにも挑戦

《カリキュラムの具体例》

1. ビジネスモデルのブラッシュアップ
2. 株価形式（バリュエーションアップ）のアドバイス

3. 国内外のマーケティング指導

4. 資本政策（増資における VC 等からの出資を可能とする）

(3) 集まれ！経営者！未来に繋げるプラットフォーム 2022～1 億総起業家社会への挑戦～（別添参照）

「私たち経営者には、未来を考える責任がある」をテーマとして、「起業家と企業の成長を支える団体」として設立 38 年を迎える弊会が、企業規模を問わず“成長”と“存続”のために経営者は何をするべきかを考えます。第 2 回目となる今年度は「1 億総起業家社会への挑戦」をテーマとし、早期アントレプレナーシップ教育から、事業承継まで様々な角度から議論を行います。

- 日時：2024 年 2 月 23 日（金）13:00～18:30
- 場所：未定
- 参加者：経営者を中心に政治家／官庁関係者／研究者等 1500 名程度を予定。

（以上）

令和5年11月24日

東京都知事

小池百合子 殿

要 望 書

東京都新宿区四谷三丁目1番8号
一般社団法人東京都トラック協会

会 長 浅 井 隆

令和6年度東京都への特別要望

「物流は経済の血液」と言われています。この物流を維持していくため、我々トラック運送業界は、都民の暮らしや産業活動を支えるエッセンシャルな輸送の担い手として、また、首都の物流機能の維持や災害時の輸送機能の確保など、その重要な使命を果たすため、日夜、努力しております。

本年4月までのコロナ禍の状況が一段落し、ウィズコロナ禍の中で経済活動も動き出し、大企業においては経営改善が進みつつあるものの、大多数が中小企業である我々トラック運送業界は、十分な価格転嫁ができず、しかも、燃料価格の高止まりなど、依然として厳しい経営状況に直面しております。

また、運送業界では、以前からトラックドライバーの長時間労働・低賃金と高齢化等により、労働力不足が顕在化していたところであり、令和5年上半期は、人手不足による倒産件数が110件あり、このうち「運輸・通信業」における倒産件数が20件で、前年同期の2倍以上に増加しています。

そのうえ、令和6年4月1日から、働き方改革関連法の適用により、年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されることになります。これに伴い、ドライバー不足が更に深刻となり、何も対策を講じなければ、輸送能力が2024年度には約14%不足し、更にこのまま推移すれば2030年度には約34%不足すると推計され、いわゆる「物流の2024年問題」が言われております。

国は、この「物流の2024年問題」に対して、国民生活や経済を支える物流の維持・環境整備を図るため、本年6月2日、商慣行の見直し、物流の効率化及び荷主・消費者の行動変容の3つの視点から抜本的・総合的な対策を「物流革新に向けた政策パッケージ」として策定しました。また、早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」も同時に公表しました。さらに、本年6月16日、持続可能な物流の実現に向けた検討会において、今後、取り組むべき政策の最終案を取りまとめ、本年7月21日、トラックGメンをスタートするなど、新たな政策を実施しています。

東京都においても、国の「物流革新に向けた政策パッケージ」の趣旨を踏まえ、都内の物流を守るため、実効性のある具体的な施策を展開するなど、特に、我々トラック運送業界における「物流の2024年問題」の解決に向けた取組みを検討していただきたい。

こうした中、「物流の2024年問題」への対応を含め、東京都トラック協会として重点的に取り組むべき6項目について要望します。

1 運送事業の経営基盤確立対策

東京都トラック協会は、東京都運輸事業振興助成交付金を財源として、交通安全対策、環境対策、緊急輸送対策等、公共性を踏まえた取組みを展開している。令和5年度の交付金は約9億2千万円で、前年度に比べ増額していただいた。しかしながら、今後、東京都や国の様々な環境対策の取組みから、交付金算定の根拠となる軽油使用量が年々減少していき、交付金も長期的には減少していくことが想定される。東京都トラック協会としても、物流の2024年問題など、新たな課題を含め、多くの課題に適切に対処しなければならないため、令和6年度の東京都運輸事業振興助成交付金についても、引き続き令和5年度と同額又はそれ以上の予算を確保されたい。

2 働き方改革、労働力不足など、物流の2024年問題への対応

(1) 労働環境の整備及び労働力の充実

都内の運送事業者は、廃業等により年々減少している上に、更にドライバーも、高齢化等により確保が困難な状況となっている。そうした状況を改善するためには、引き続き以下の取組みを強力に推進していただきたい。

① I T機器導入への支援

国は、すでに中小企業におけるI C Tシステム機器導入について支援を行っているところであるが、業務の効率化を図るため、生産性向上や物流D Xの推進に資する点呼支援機器（A Iロボット等）やI T点呼システム等I T機器導入について、東京都独自の支援策を実施されたい。

②休憩等のための駐停車スペース等の整備

効率的な時間管理を図るためには、ドライバーの休憩や食事の場所、トイレ等の確保が重要であることから、これまで以上に駐停車スペースや公衆トイレの整備を促進されたい。

③多様な人材が就労できるような労働力対策

30歳未満の運転免許保有者数が5年前に比べて約20万人減少するなど、若年層の運転免許保有者数は確実に減少しており、その結果、ドライバーの担い手不足が更に深刻な状況となるため、多様な人材の確保が急務である。

そこで、女性ドライバーの運転免許取得や女性が働きやすい職場環境整備へ引き続き支援されたい。

また、国は、現在、外国人材の活用について検討しているが、例えば、外国人の運転免許取得に当たって、東京都では外国語の学科試験が英語と中国語に限られているが、ポルトガル語やベトナム語を学科試験の外国語に加えている近隣県もある。外国人材の活用に向けて、

こうした近隣県と同様に、東京都においても学科試験の外国語の種類を拡大されたい。

(2) 高速道路の活用促進

トラックドライバーの長時間労働是正の一つとして、今まで以上に高速道路を活用し、輸送にかかる時間を短縮することが重要である。

①利用促進に向けた営業車用料金体系の創設

平成26年4月より導入された高速道路の料金水準の期限が今年度末となっている。この機会に、緑ナンバートラックの高速道路料金については、物流が国民生活や経済を支える重要な社会インフラであることを考慮して料金水準の抜本的な見直しを行い、現行の料金の割引となる新たな制度を創設し、高速道路の利用促進を図られたい。

②渋滞解消対策の推進

首都高速道路においては、特定の箇所では日常的に交通渋滞が発生していることから、交通渋滞の緩和・解消に向けた対策を推進されたい。

また、積雪時には交通渋滞が発生しないように除雪、路面の凍結防止等、速やかに適切な対策を講じられたい。

3 改正貨物自動車運送事業法による標準的な運賃の取扱い

国は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業の機能の持続的な維持を図るため、安全や環境に係る適切なコストを算出した上で、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示した。この告示を受けて、トラック運送事業者への「標準的な運賃」届出の奨励や荷主等への「標準的な運賃」の周知に、全国のトラック協会を挙げて取り組んでいるが、十分に理解されているとは言えない。そこで、「標準的な運賃」が荷主等に浸透していない状況の中で、「標準的な運賃」制度が、本年6月の法改正により当分の間の措置として延長されたところである。

そこで、全国的に「標準的な運賃」届出を奨励している中で、東京都においても、率先して入札価格設定に際して「標準的な運賃」を適用した価格を設定するよう取り扱われたい。また、「標準的な運賃」の理解促進に向けて、区市町村及び関係機関に対し「標準的な運賃」の適用等について周知されたい。

4 運送事業者に対する経営基盤への支援

(1) 車庫用地・駐車場料金の支援

都内の物流を維持するとともに、災害時の地元自治体との連携強化を図るためには、運送事業者が都内で事業活動を円滑に行えるようにする必要があることから、都内における車庫・駐車場の確保が重要な

要件となる。しかしながら、特に都心部を中心に大規模な再開発が進められた結果、地価が著しく高騰したことから、運送事業者にとっては、経営状況が厳しい中で、高騰した車庫代・駐車場料金の負担が大変な重荷になっている。

そこで、車庫用地の確保への支援、車庫代・駐車場料金への支援制度を創設されたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策支援

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが本年5月に2類から5類に変更されたが、その後、全国の定点当たりの新型コロナウイルス感染症の新規患者報告数は、依然として増加している状況である。このような状況から、今後も、新型コロナウイルス感染症は断続的に流行を繰り返すと想定され、中小の運送事業者には多大な影響を受けることになるため、中小企業においても、大企業と同様に経営が改善するまでの間、経営の安定化に向けて無担保融資等の経済的な支援を継続的に実施されたい。

5 環境対策等に関する取組み支援

(1) ゼロエミッション・ビークル（ZEV）トラックの普及促進

EVトラック、水素燃料電池トラック等のZEVトラックの更なる普及促進を図るためには、ZEVトラックを利用しやすい社会的環境の整備促進を図ることが重要である。

現在、東京都が参画・連携している東京プロジェクトにおいて、水素燃料電池トラック実証事業が行われているが、こうした実証事業に我々中小運送事業者も参画できるよう取り計らわれたい。

また、東京都は、すでにEVバス購入及び充電設備設置への助成を実施しているが、今年度から新たにEVトラック購入への助成制度を開始したところである。中小運送事業者がEVトラックを利用しやすくなるよう、EVトラック購入及び充電設備設置に対する支援を拡大するとともに、都有施設等の公共施設における公共用充電設備の設置を引き続き拡充されたい。

(2) グリーン・エコプロジェクトに対する支援の拡充

東京都は、自動車からのCO₂削減を推進する仕組みとして、エコドライブ等の日常的な努力を実走行燃費で評価する貨物輸送評価制度を平成24年度から実施している。一方、東京都トラック協会は、平成18年度から独自の環境対策として、グリーン・エコプロジェクトを実施しており、参加事業者の多くは、東京都貨物輸送評価制度の評価取得事業者となっている。

東京都貨物輸送評価制度の評価取得の促進に向けて、評価取得事業

者に対し評価取得の更なるメリットを付与するとともに、D Xへの対応やエコドライバーの評価等を含め、グリーン・エコプロジェクトに対する参加事業者拡大への支援を拡充されたい。

- (3) 天然ガス(CNG)トラック等導入への支援及びバイオ燃料の活用
CNGトラック、ハイブリッドトラック導入支援を継続されたい。

併せて、車両価格が高騰していることから、最新規制適合トラック及び2025年度燃費基準適合トラックへの買換え支援も検討されたい。

また、東京都は、すでに都営バスにバイオディーゼル燃料を導入しているほか、今年度から、環境負荷の少ないバイオ燃料を活用した車両・船舶等での商用化・実装化に向けた事業者等の取組に対する支援を行っているが、バイオディーゼル燃料等をトラックに導入しやすい社会的環境の整備について検討されたい。

6 道路関連

(1) 道路対策

①首都圏3環状道路の整備促進

都内の高速道路の円滑な利用、渋滞の解消を図るためには、首都圏3環状道路の全線開通は必要不可欠な対策の1つであり、早期開通に向け整備を促進するよう適切に対応されたい。

②安全安心な道路整備計画の推進

安全対策や道路の有効活用を図るためには、トラック輸送等の物流に対応した道路整備計画を推進していくことが重要である。

輸送効率化に対応したトラックの大型化には、道路インフラの高規格化等による整備・拡幅が必要となることから、計画段階において想定した道路整備を行われたい。

また、震災等災害対策としても道路整備は有効であることから、災害時に清掃車、宅配トラック等がスムーズに作業を行えるよう、住宅地等の狭路を計画的に拡幅されたい。

(2) 高速道路対策

①割引制度の充実

都内の輸送を担う緑ナンバートラックが利用しやすいように、現行の料金割引制度の充実を図られたい。具体的には、ETCコーポレートカード利用事業者の大口・多頻度割引の割引率については、実質割引率が最大割引率5割に達していない現状を考慮して、車両単位割引を一定額以上利用した場合に実質割引率が最大割引率5割になるよう見直しをされたい。

また、大口・多頻度割引における契約単位割引の適用に当たって

は、月間利用額の条件を満たさずに割引が適用されない場合があることから、できるだけ多くの運送事業者が割引の効果を享受できるように、契約単位割引の適用条件を段階的に緩和されたい。

さらに、首都高速道路の割引制度については、NEXCO3社と同一の一貫した割引制度とし、利用しやすい高速道路ネットワークを実現されたい。

②ターミナルチャージの整理

現在、首都高速道路からNEXCOの道路を続けて通行する場合など、道路会社をまたぐ連続利用の際に、道路会社ごとにターミナルチャージ150円が付加されている。首都圏高速道路利用のシームレス化の観点から、複数回発生するターミナルチャージの発生回数を1回に削減されたい。

(3) 駐車規制の緩和

路上駐車車両により集配業務が阻害され、また、特に都心においては荷さばきスペースなどの駐車場所が依然として不足している状況にある。

令和4年3月、東京都は「総合的な駐車対策のあり方」を策定し、その中で需要に応じた共同荷さばきスペースの複数配置、カーブサイド（路肩側の車道空間）の荷さばき空間としての活用等の方向性を打ち出した。こうした方向性を踏まえ、集配中のトラックが荷さばき空間として駐停車できるスペースの拡充を引き続き図られたい。

一方、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについては、平成30年2月の警察庁の通達後、東京都トラック協会からの要望等により、都内130箇所の見直しが行われたが、特に都心部における見直しが十分とは言えない。本年2月、警察庁は、駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について、新たに通達を発出したところであり、この通達も踏まえ、円滑に集配業務を行えるように、真に必要な場所における駐車規制の見直しを引き続き強力に推進されたい。